

## 北海道別海町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

平成 27 年の町議会議員選挙の改選後、「議会活性化の進捗状況をわかりやすくするべきだ」という声が議会内部から高まり、平成 28 年 5 月に「第 1 期別海町議会活性化計画」を策定しました。この計画は、別海町自治基本条例の基本理念である「町民参加」と「情報共有」を議会運営の基本とし、「わかりやすい議会」「開かれた議会」「行動する議会」の実現を基本理念とするものです。

計画策定後に残る議員任期の 3 年間の計画期間を通じて情報発信や情報共有が強化され、「議会モニター制度」「意見交換会制度」などの広聴制度の施策が充実しました。

とりわけ、当時の町村議会で導入が限られていた「議会モニター制度」は、議会運営及び議員活動について住民から忌憚のない意見が多数寄せられる仕組みであり、「一般質問の登壇議員数の不足」の指摘が続きました。

令和元年 6 月、議会モニターの評価や議員全員のアンケートを経て改選前に作成していた計画草案を基に新議員を交え討議の後、「第 2 期議会活性化計画」を策定。この計画では、「議会基本条例の制定」と「委員会の調査力及び政策力の向上」の 2 つを重点計画と掲げ、「わかりやすい議会」「開かれた議会」「行動する議会」「結果を出す議会」の 4 つを基本方針とし、議会活動及び議員活動の PDCA サイクルとマッチングさせ、基本計画と関連づけるものとなりました。

選挙後の初議会を経て、常任委員会の構成が決定し、公共施設や各種計画の更新予定、本年度の事業計画などを調査し、議員任期の 4 年間にわたる調査計画書を作成。改選前からの追跡調査、各委員会での調査計画に基づいた調査、行政視察により、当町の政策課題が浮き彫りとなり、課題解決が必要な施策を洗い出しました。

そして、議会サポーター制度を導入し、法政大学教授・土山希美枝氏と議会技術研究会共同代表西科純氏に委嘱。一般質問と委員会調査について研修を重ね、一般質問を議会全体の政策資源とし、各委員会の調査資源とし、広聴制度で調査を補強する通年で PDCA サイクルにより運営する政策議会の形成に取り組みました。

その取組みから生まれた議員間討議が「一般質問検討会議」であり、議員個々の政策反映の狙いを全議員で共有し、質問内容について相互に助言を重ねていくという討議です。

定例会前半に実施される一般質問後の休会中の常任委員会調査では、一般質問を振り返り、閉会中の継続調査にすることでの追跡調査とするか委員間討議を行います。こうして、

議員個々が着眼した政策課題を議会全体で重ねて共有します。質問議員の立場からすると、自らの一般質問の後に委員会調査が加わることにより、施策の内容、課題がより詳細に把握できるため、次の一般質問につなげることもできます。

そのほか割愛しますが、「一般質問検討会議」以外にも「委員会の総意による一般質問」や「一般質問通告内容の新聞折込み」などの一般質問に係る施策の強化により、町議会史上最多の16人中12人の質問がなされるなど、登壇者数の増加はもちろんこと、議会の調査力が高まり、傍聴者が増える効果が表れています。

土山氏を講師に迎え、一般質問の研修を現在でも続け、一般質問を別海町議会の強みに成熟させるべく努力を重ねており、また、西科氏の助言である議会運営・議員活動の「実践」と議会基本条例の「理論」を今後も往来させることで、議会運営・議員活動の質の向上に取り組んでいます。

令和2年より、全議員による予算決算特別委員会を設置し、決算審査と予算審査が連動できるように改善した。また、決算審査で出された指摘事項などを常任委員会で追跡調査することとした。

議会運営の効率化を目的としたタブレットの導入により、会議資料のペーパーレス化と迅速な資料の提供、常任委員会の調査の強化、議事運営上の連絡の迅速化などに資している。

また、町民参加による「わかりやすい議会」、議員問討議と委員会活動の強化による「結果を出す議会」、情報共有と議会活性化による「開かれた議会」、政策形成と議会機能の強化による「行動する議会」を基本理念として活動する責務があることから、本議会は、このような使命と責務を強く自覚し、不断の努力によって町民の負託に全力で応えるため、議会活動及び議員活動の基礎となる「別海町議会基本条例」を令和3年9月に制定しました。

## (事績2) 住民に開かれた議会

議会及び議員の政策反映力を高めるためには、2つの「開かれた議会」を実現させなければならぬという趣旨のもと、1つは、議会内部に対しての「開かれた議会」として、委員会活動を定例化し、調査結果を振り返るだけでなく、結果をすべての議員が共有し、所属委員会の垣根を越えて調査結果の検証を行い、追跡調査につなげ、縦割りの調査では解決でき

ない問題を横断的に論議する仕組みから、町の所管をまたぐ政策課題の解決を目指すため、タブレット端末を導入し委員会調査等の ICT 化により、各種調査前に論点・争点を発見し、調査効果の高い質疑につなげるとともに、自己研鑽や研修会の参加を重ね、調査力、質問力などの議員力を高め、政策提案、政策立案により、町政に町民の声を反映することを目指している。

もう 1 つは、議会から町民に対しての「開かれた議会」として、議会活動や議員活動の成果を積極的に情報公開し、傍聴機会を拡充することで、「参加する議会」が実現され、町民の評価の声を次の調査活動に活かすことができる。

町民に対しても、議会内においても論議の姿が見える「開かれた議会」を実現し、PDCA サイクルを意識した議会活動及び議員活動を推進するのが狙いである。

本議会では、議会の運営を活性化させることを目的に、町民参加による開かれた議会を推進するため、議会モニター制度の導入により、議会の運営に関しての要望や提言を広く取り入れるための議会モニター等による外部評価、議会だよりやホームページによる議会の日程や会議録、一般質問の内容等を事前にチラシ折込するなど積極的な議会情報の公開に取り組み、住民の議会への関心を高めるための方策を講じている。

また、「わかりやすい議会」を実現する取組の一つとして、町民に対する説明責任を果たすため、広く議会活動の報告を行い、町民の意見を聴き、政策成型サイクルの起点とするため平成 30 年までは「議会報告会」として開催し、議会活動の報告をしながら、参加者からの御意見をいただき、必要な場合は、常任委員会で調査し、後日、議会だよりで回答してきました。

令和元年度からは、「地域めぐり懇談会」として開催し、4 年間の議員任期中に、広い町内の各地域を巡り、常任委員会が重点調査しているテーマを事前にお示しし、参加された町民の意見をその後の委員会調査の参考とさせていただくことで、これまでは、政策形成サイクルの起点として活用してきましたが、令和元年度からは、政策形成サイクルの半ばにおいて、委員会調査の補強を目的に町民の皆様の声を活用させていただいているおり、ホームページ等において参加者の御意見をどのように議会活動に反映させたのかを含め、開催結果を報告している。

# 宮城県柴田町議会

## (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

### 1 議会基本条例に基づく議会活動の検証

柴田町議会では、平成24年に制定した議会基本条例において、2年ごとに条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検証することと規定しており、2年ごとに取り組みの検証を実施している。検証結果は第3者である議会アドバイザーの評価を経て決定し、検証に基づき出された課題を踏まえ、2年ごとに取り組む改革項目を「議会行動計画」と定め、改革を推進している。

### 2 ワールドカフェを活用した自由討議

柴田町議会では、議会基本条例で規定する自由討議を積極的に実施している。柴田町議会自由討議実施要綱では「議論の論点や争点を整理し、議員間の理解を深めるため、様々な手法を用いて行うことができる」と規定しており、本格的な議論を行う前に、議題に対する議員間の情報の共有や論点・争点の共通認識を行うため、ワールドカフェの手法を活用した「議員間対話」を行っている。

新年度予算、前年度決算の審査で活用しているほか、「総合体育館の建設」や「第6次柴田町総合計画の策定」などの町の重要政策について討議を実施している。

また、議員間対話に限らず、広聴活動の一環で実施している議会懇談会においても、町内高校生との対話に活用した経緯がある。

### 3 常任委員会の調査活動

議会基本条例で規定している通年議会制の利点を生かし、常任委員会の休会中の所管事務調査を積極的に実施している。各常任委員会では年度当初に「重点調査事項」を定め、所管事務調査のほか、重点調査事項に関して、先進地の視察や住民などへの意見聴取（団体懇談会）を実施し、政策立案、政策提言につなげている。

参考：令和3年度から4年度各常任委員会の重点調査事項

総務常任委員会：・地域公共交通事業について

文教厚生常任委員会：・学校教育環境について・新型コロナワクチン接種について

産業建設常任委員会：・アフターコロナの観光とまちづくり

#### 4 予算決算審査を軸にした議会政策サイクル

令和元年度から、これまで単発で行っていた議会懇談会や委員会活動などを見直した上で体系化し、決算と予算の審査を中心としたPDCAサイクルの確立に努めている。

具体的には、決算認定時に執行部へ提言した項目について、予算審査時にいかに当該提言項目が反映されたかを審査視点に加えている。

参考：令和3年度 決算認定時に提言した項目：

- ・災害時の避難の在り方について
- ・観光資源について
- ・新型コロナ対策について

#### 5 ICT化の推進（タブレット端末の導入）

議会のペーパーレス化、議員間及び議員と事務局の情報共有、調査研究活動への活用のため、令和2年7月に全議員及び事務局職員にタブレット端末を整備した。議会資料のペーパーレス化のみならず、災害発生時の安否確認や災害情報の共有など様々な面で活用を図っている。

また、タブレット端末を導入したことにより、新型コロナ感染症対策で行動制限される渦中にあっても、オンライン等を活用したうえで、極力支障をあたえない議会活動が行えている。

## （事績2）住民に開かれた議会

### 1 議会懇談会（議会報告会）

柴田町議会では平成19年度から議会報告会を実施している。平成20年度からは報告よりも住民との懇談、意見交換を大切にするという趣旨で、名称を「議会懇談会」と改め、毎年議員が持ち回りで組織する議会懇談会実行委員会が企画を行い実施する方式とした。

議会基本条例では、年2回以上の開催を義務付けており、現在は一般住民を対象とした「一般懇談会」、常任委員会ごとに年間の重点調査テーマに関連する団体や住民と懇談する「団体懇談会」、後述する「柴田高校との懇談会」の3つを毎年開催している。

一般懇談会に関しては、住民に身近かつ議会としても取り組むべき課題を「懇談テーマ」

に取り上げて開催しており、様々な世代の住民が参加しやすいよう、テーマに応じ休日・夜間等に開催日時を設定し実施している。

また、話し合いにはワークショップの手法を取り入れ、参加者がより気軽にかつ多くの意見が出しやすい雰囲気づくりを心掛けている。

なお、コロナ禍の影響により対面形式での議会懇談会について、令和2年度は中止せざるを得なかったが、令和3年度にあっては、現時点でも実施できる手法を各議員が模索し、前年に導入したタブレット端末やオンライン会議アプリを活用のうえ、7名程度と少人数の参加住民（出席した議員より推薦のあった住民に限定）ではあったものの、複数住民を交えたうえでのオンライン議会懇談会（試行）を夏冬の2回開催した。

## 2 公開議員研修会

平成20年度から、議員の資質向上を図る目的で、有識者等を講師に招いた「公開議員研修会」を開催している。公開議員研修会には、町民や役場職員、また近隣市町議会議員などに広く参加を呼びかけ、議員が多くの方々と学び合う機会としている。

公開議員研修会のテーマは、その後に開催する一般懇談会の懇談テーマと統一しており、テーマに関して議員と住民が事前知識、情報を得ることができ、一般懇談会の議論の活性化につながっている。

令和4年度については、今後、総合体育館建設に伴い共用が予定されることから、「スポーツを通して夢を語ろう！！」を演題に、町内に立地する大学の副学長を講師に迎えて開催する予定となっている。

## 3 高校生との懇談会

選挙権年齢が18歳へ引き下げられた平成28年度から、若者の政治への関心を高める目的で、町内唯一の高等学校である柴田高校との懇談会を毎年開催している。

活発で前向きな意見交換を行うためにワールドカフェ方式を取り入れて実施しており、平成30年度からは議員自らがファシリテーターとなり開催している。

なお、高校生との懇談にあっては、他の各種懇談会とは違い継続性を重視し、コロナ禍であっても、中止の措置は取らず、令和2年度はオンラインを活用したうえでの開催。令和3年度は少人数の参加者に限定したうえで対面形式に戻し2度の開催。今年度については少人数での参加としながらも高校生に若手の町職員を交えて開催するなど、毎年開催方法を変えて継続的に開催している。

#### 4 一般に広く普及しているデジタルツールを活用した情報発信

議会情報の発信においては、住民がより情報を身近に感じ、手軽に取得しやすくするため、できる限り一般に広く普及しているツールを活用するよう心がけている。ホームページに掲載する議会行事等のスケジュールは平成27年度からグーグルカレンダーを活用。平成29年度からはYouTubeを活用した本会議の中継を開始している。

また、令和2年度からは議会公式フェイスブック、令和3年度からは議会公式Instagramの運用を始め、広報誌の紙媒体と並行しながらも、デジタルSNSを活用して日々の議会活動情報を発信している。



### (事績3) 地域活性化のため特別な取組みをした議会

#### 1 災害時等の議会の取り組み

東日本大震災時の経験をもとに、災害等が発生した際の議会の行動基準を定める「柴田町議会災害対策本部設置要綱」及び「柴田町議会災害対策行動マニュアル」を平成26年2月に定め、町の災害対策本部が設置されるような災害が発生した場合には、町災害対策本部を支援、協力するため、議会として独自に議会災害対策本部を設置することとしている。

各種の災害発生時には、議会災害対策行動マニュアルに基づき、町内に避難指示が発令される前段階で、速やかに電子タブレット等による議員安否確認を実施。発災後は速やかに議会災害対策本部を設置し、各議員が収集した町内の被害状況などの情報は議会災害対策本部へ集め、議長、副議長、議会運営委員会委員長が協議、分類したうえで、緊急対応が必要な情報を町災害対策本部へ提供することとしている。

なお、議員安否確認については、常日頃からの意識付けが大切であり、かつタブレット

操作に慣れてもらうことから、事務局を通じて定期的に安否確認訓練を実施している。

当該安否訓練の影響もあり、令和4年3月16日夜間に発生した福島県沖地震の際には、議員自らが、タブレットを通してスムーズな安否確認を取ることができた。

世界的に終息のきざしがみえない新型コロナウイルスに関する取り組みとしては、政府の緊急事態宣言等を受け、議会運営委員会及び議員全員協議会において、3密を避けるなどの「議会における新型コロナウイルス感染症防止策」を決定。防止策の一環として、議会災害対策本部設置要綱を準用して、令和2年度には柴田町議会新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置した。

令和2年度の議会新型コロナウイルス感染症対策本部では、各種自然災害と同様に、各議員が収集した情報を集め、議長、副議長、議会運営委員会委員長が協議、分類したうえで、緊急性の高い情報を町の感染症対策本部へ提供した。

また、本部では、新型コロナウイルス感染症対策に関し、議会全体で話し合うべき事項を議員から収集。寄せられた意見をもとに、議員全員協議会において議員間討議を実施。議員全員が合意できる要望事項を取りまとめ、「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」として町長へ提出した。

なお、あわせて、議会基本条例及び議会会議規則について、新型コロナウイルス感染症のような感染症のまん延などの緊急時においても、議会機能を的確に維持できるよう、情報通信技術を積極的に活用することなどを明文化する改正を行った。



# 福島県玉川村議会

## (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

玉川村議会は、昭和30年3月に泉村と須釜村の2か村が合併し「玉川村」が誕生すると同時に議会制度をスタートさせ、60余年間、変遷を繰り返しながら現在の議会制度を確立している。議員定数は、当初16名だったものを平成18年12月には4名削減し、12名の定数とし現在に至っている。一般質問の方式は、住民により分かりやすい議論を展開していくため、平成22年6月定例会から一問一答方式を導入している。

### 1. 議会組織構成及び監視機能の強化

本村議会では、年4回の定例会と緊急の案件を審議するための臨時会、他に行政上の重要事項や議会の運営上の問題等を協議する全員協議会を開催している。委員会は、総務産業建設常任委員会6名、文教厚生常任委員会6名、議会運営委員会5名、広報編集特別委員会5名で構成されている。各委員会では、通常の議案審査や行政調査のほか、村所管課等における重点事業の取り組み状況など、所管事項の進捗状況や事業実績の確認等を定期的に行い、また、採択された請願についても、定期的に進捗状況の確認を行うなど、行政事務に関する監視機能の強化に努めている。

### 2. 議員の資質向上

各委員会では、テーマを決め先進自治体における視察研修を実施し、本村の抱えている課題や取り組みについての先進事例の情報収集や調査・研究を行い、村民の立場に立った事業展開に向けて見識を深め研鑽を図っている。2年に1度は二つの常任委員会合同(全議員)での視察研修を実施し、議員相互の情報交換を行い、時勢に合った政策づくり等に反映できるよう努めている。

また、県町村議会議長会や石川地方町村議会議長会主催の研修会には積極的に参加し、議員個々の資質や知識の向上、スキルアップを図りながら意識改革に努めている。

## (事績 2) 住民に開かれた議会

### 1. 議会広報誌「議会だより たまかわ」の充実

議会の審議結果や議員活動等の内容を広く村民にお知らせするため、議会広報誌「議会だより たまかわ」を定例会ごとの年4回の編集・発行に取り組んでおり、現在までに第168号を発行している。

議会だよりは、議会の審議結果、一般質問や委員会審議の内容など、議会活動を広く村民に伝えるため、全戸に配布している。発行にあたっては、企画編集から写真撮影はもちろんのこと、村民の声(2名)の依頼など、議会広報編集特別委員会が中心となり作成している。誌面づくりに関しては、読みやすい、見やすい、分かりやすいをテーマに、写真やイラストを多用し簡潔にまとめ、村民の議会への関心と理解を深めてもらえるよう、村民目線・村民参加型の誌面に心がけ、世代を問わず読んでいただける親しみやすい広報誌となるよう努めている。

また、全国町村議会議長会や県町村議会議長会が主催する研修会への参加や先進議会への視察研修なども積極的に行い、より良い誌面づくりを目指している。

### 2. ホームページ等を活用した情報発信

村ホームページにおいて、より多くの情報を発信・紹介することで、議会についての正確な情報公開に努めている。議員名簿や議会組織構成などの議会情報を掲載し、議会が身近に感じられるよう心がけている。議会開催時には本会議の日程、上程議案、一般質問通告内容を掲載し、あわせて防災行政無線による広報も行い、一人でも多くの村民に議会傍聴していただけるよう努めている。議会だよりや会議録も公開しており、いつでも誰でもが自由に審議結果や一般質問などの情報を確認できるようにしている。

また、議会は公開が原則であることから、本会議の様子を YouTube 動画配信、インターネット配信等での実施について議員間での議論を継続しており、開かれた議会をめざした検討も行っている。

## (事績 3) 地域活性化のため特別な取り組みをした議会

## 1. 「遊水地整備事業玉川村議員協議会」の設置

令和元年10月台風第19号、平成23年9月台風第15号などにより、本村を南北に流れる一級河川「阿武隈川」が氾濫し、さらに内水被害により大規模な水害が何度も発生している。本村では幸いにも人命を失うような災害には至っていないが、度重なる水害を受け、国では阿武隈川緊急治水対策プロジェクトに基づく流域治水対策事業が実施され、これに伴い岩瀬郡鏡石町、西白河郡矢吹町及び本村の2町1村の一部区域が遊水地として整備されることになり、本事業により農地を失い家屋移転を余儀なくされる村民も多数いる。議会としては、農地を手放さなければならない方や移転を余儀なくされる方など、不安を抱えている地権者に寄り添った対応が必要であると考え、令和4年9月15日に議会議員全員で「遊水地整備事業玉川村議員協議会」を設置した。今後は、本協議会が中心となり国・県・村関係機関との連携を図りながら、情報収集、地権者対応、要望活動等に取り組んでいくこととしている。

## 2. 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、議会ではマスクの着用、手指の消毒、換気の徹底、パーティション設置、傍聴者数の制限などの対応を取りながら、できる限り通常どおりの議会開催に努めている。村民の不安の解消に向け、より安全な感染拡大防止体制づくりや各種支援体制の検討が急務であると考えており、ワクチン接種の進捗、商工業者などへの経済的な支援など今後も続いていく諸課題に対し、臨機応変に、かつ迅速に対応していく必要がある。今後も国・県からの情報収集を行い、ウィズコロナ、そしてアフターコロナを見据えた準備を村と連携しながら、タイミングを逃さず進めて行きたいと考えている。

# 福島県浪江町議会

## (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

### 1 議会政治倫理条例及び議会基本条例の制定

浪江町議会として、議員のあるべき政治的、道義的、倫理的責任について条例を制定すべきという議会声明を基に、平成26年9月に「浪江町議会倫理条例制定特別委員会」を設置し、議員と町民との信頼関係を築く基盤として、平成27年3月に条例を制定した。その後、令和元年12月に一部改正を行った。

平成21年6月に「浪江町議会基本条例制定調査特別委員会」を設置し、平成22年12月に、委員会より議会改革を進め条例化を図っていくための「議会基本条例（素案）」の報告をした。しかし、平成23年3月に東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による全町避難等の影響により、基本条例制定については凍結状態となった。改めて、令和2年3月に「議会改革特別委員会」を設置し、平成22年12月に報告のあった素案を基に内容を精査し、令和2年12月に、議会としての姿勢を基本理念として明文化し、浪江町議会における議会運営の最高規範として基本条例を定めるべきとの委員会報告をした。この報告を受け、令和3年3月に議会活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本となる、浪江町議会基本条例を制定した。

### 2 国等への要望活動の実施

平成23年3月に起きた東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以降、復旧・復興に関する意見書、決議書を可決し、国・県・東電、関係機関等に対し、全議員や特別委員会等による要望活動を実施してきた。

### 3 全員協議会及び常任委員会等による議会活動の充実

議会運営は、地方自治法や会議規則に則り適正かつ円滑に行われており、活発な意見交換や論議が交わされている。特に、定例会に当たっては、全員協議会の事前開催を定例化し、最大の課題である町の復興・再生の進捗状況について担当部局からの事前聴取を行うなど、一般質問や議案審議の充実、活性化を図ってきた。

また、平成29年3月の避難指示解除の際には、復興・創生への取り組みを推進するため、「復興・創生特別委員会」を平成28年3月に設置し、浪江町の復興・創生に向けた課題を調査し、必要な対策を進めていくために被災自治体の研修や、町関係当局の取り組

みと現地の調査活動に取り組み、第3次復興計画（案）に対しての意見や、今後の施策に反映させるべき意見を報告するなど、特別委員会においても活発な活動を続けてきた。

なお、常任委員会では、総務、産業・建設、文教・厚生 の3つの常任委員会を設置し、通常の議案審査や行政調査のほか、所管課における重点事業の取組、復興状況の進捗状況等の確認に努めている。

#### 4 先進自治体への行政調査

当町の政策作りに反映できるよう、各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会による先進自治体の調査・研修を行い、議会の活性化等改善に取り組んでいる。

## (事績2) 住民に開かれた議会

### 1 議会だよりの充実

議会活動について町民の正しい理解と関心を深めてもらうため、年4回（5月、8月、11月、2月）の議会だよりを発行している。編集は、議会報編集特別委員会（委員6名）で行い、「なみえ議会だより」編集要領に沿って、掲載記事を町民の立場で価値を判断し、町民の特に関係の深い事柄を重点的に取り上げるとともに、各常任委員会での議案審議及び所管事務調査についても同様に町民にとって関心の高い案件を掲載している。また、本会議の議案審議については、各議員の採決状況も掲載し、議会の公開度と透明性の高い議会づくり及び広報活動の充実に努めている。

### 2 ホームページ等を活用した情報発信

ホームページにおいて、議員名簿を連絡先（避難先住所、電話番号）まで掲載することで、全国各地に避難を続けている町民から、意見等を聞けるようにしている。

また、定例会・臨時会においては、議会中継をライブ配信し、一般質問、審議の状況・採決結果等、議会についての正確な情報公開に努めている。なお、本会議会議録、過去の議会映像も公開し、議会活動の周知及び情報発信に努めている。

### 3 議会報告会等の充実

平成23年3月に起こった東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴い、全国に避難を続けている町民の声の把握に努めるため、避難先での意見交換会や報告会等を避難直後より開催している。

# 栃木県芳賀町議会

## (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

### 1 議員としてのコンプライアンス

コンプライアンス(Compliance)の語句は「従うべき・果たすべき務め」の意味があり『法令遵守』として訳されています。当町議員は法令を守ることだけがコンプライアンスではなく、住民の規範として行動することを重視しています。さらに、当町議会では、選挙で選ばれた議員自身を「選良」として自覚し行動するため、「芳賀町議会倫理条例」を平成21(2009)年4月1日に施行しました。この条例は、議員が町民の厳粛な信託を受けたことを認識し、その負託にこたえるため、常に良心に従い誠実かつ公正に職務をまっとうし、人格と倫理の向上を図り、清浄で民主的な町政の発展に寄与することを目的としています。

この条例により各議員は、議会が当町の意味を決定する重要な機関であり、地域の課題解決や、住民からの要望の実現のための政策を磨き示していく政策形成の場であると認識しています。そのために各議員は、自分の責務を議場での本会議や委員会だけではなく地域での情報収集や課題について、遠謀深慮の矜持の念で政策の検討に励んでいます。

### 2 ICTへの推進に向けて

近隣自治体では、議会情報の迅速さと活性化を目指して、ICTの積極的な導入が進んでいます。本町議会においても、タブレット端末導入に向けた前振り段階の方策として、手軽さと携帯の利便性を主旨とするスマートフォンを利用し、迅速で効率的な連絡体制の強化を図っています。将来は、町執行部と同時期にタブレット端末を導入して、議会におけるペーパーレス化を目指しています。

議員がスマートフォンを導入する際には、旧式の携帯電話の利用者が多かったのですが、積極的にスマートフォンに機種変更しました。導入によりスケジュールの連絡調整や情報の伝達がいつでも何処でも、リアルタイムで更新できるようになったうえ、議員同士の各種連絡にもおいても便利に活用しています。危機管理面としても大規模な災害発生の際には、議員の安否の確認だけでなく、地域からの情報収集や町の対応状況について、相互に連絡・確認し合うことができ連携強化が可能となりました。今後、大容量のタブレット端末導入に向けた前段階としては、十分な効果を得ています。

## (事績 2) 住民に開かれた議会

### 1 光ケーブルTV『芳賀チャンネル』による情報提供

本町では、平成23(2011)年7月に『芳賀チャンネル』と呼称する光ケーブルテレビを開局し、指定管理者の協力を得ながら町職員による番組制作を通じて、地域情報(料理や健康の話題、地域のイベント、保育園・小・中学校の話題、)や行政情報(町からのお知らせ、防災情報、議会中継)などを発信しています。受信可能な光ケーブル加入者は、地上デジタル放送の他に高速インターネットを利用して、地域に密着した情報を得ています。

本町議会では、この『芳賀チャンネル』を活用して、定例会・臨時会の議会本会議の様子を当日と翌日の2日間、録画中継で放送しています。放送は一方通行ながら視聴する機会を何度か設けることにより、視聴者への浸透理解を図り、議会活動の様子を映像で報告するようにしています。

### 2 議会だよりによる情報提供

本町議会では、定例会の開催に合わせて年間4回の『議会だより』を発行しています。

議会だよりは昭和53(1978)年9月定例会から発行しており、令和4(2022)年9月定例会の発行で44年目を迎えました。約半世紀に渡り定例会・臨時会の本会議での議案の審議内容・委員会審議・一般質問・議員の活動などについて、議会からの情報を発信しています。

議会だよりの発行は、議会広報常任委員会の議員により、企画・紙面構成・編集校正を行って、幅広い世代に向けた話題性や透明性のある議会の様子を伝達することを心がけています。余談ですが 従来の議会だよりは右閉じ左開きでしたが、令和3(2021)年6月号からは、左閉じ右開きにリニューアルして発行しています。

完成した議会だよりは、発行月の1日に町内に新聞に合わせて折り込み配布しています。その他に、町内公共施設や社会福祉施設、小・中学校などに設置してもらい手に取って読んでいただく機会を提供しています。新聞を取っていない住民世帯には希望により郵送対応を行っています。また、町のホームページからスマホやPCを使用して、



いつでも何処でも気軽に閲覧できるようになっています。

議会広報常任委員会の議員は、日頃から住民の声に耳を傾け、住民視線での議会活動の大切さを常に意識しており、従来の住民だけでなく新規転入者や若い世代の住民に、関心を持ってもらえるような紙面づくりを目指して、これからも末永く愛される『議会だより』にしていけるように、日々研鑽しております。

### (事績3) 地域活性化のため特別な取組みをした議会

#### ○ 議員全員、一丸となって進めるLRT事業

LRT(Light Rail Transit)は、県都の宇都宮市と一緒に事業を進めている、次世代型路面電車です。平成30(2018)年3月20日に国土交通省よりLRT事業工事施工認可を受けて、日本初の全線新設事業(L=14.6km)が始まり、令和5(2023)年8月に開業を迎えます。

当町には、既存の鉄道路線が無いいためバスを含めて自動車が、公共・私用の交通に必要不可欠でした。自動車は便利な乗り物ですが、車頼みの交通網だけでは、免許が持てない世代や運転に自信がない人にとっては、住みにくい町になってしまいます。今後、高齢化が進んでいくと予想している当町においては、他市町への外出や交流の機会が薄れ活力も失われてしまう懸念がありました。

そこで、当町議会では、新規鉄道路線としてLRTを整備し県央地区へ人の移動を容易にすれば、住民や高齢者の外出機会が確保でき、交流人口や経済の活性化につながると考えています。さらには、LRTを利用した外出機会を増やして歩く機会が増えれば、住民の健康増進も期待できると考えています。事業の推進には、議員全員で一丸となってLRT事業に賛同し積極的に、宇都宮市と一体となって国土交通省や栃木県などに、地域産業や経済の活性化に効果があり、カーボンニュートラルなどの環境問題にも効果がある事業だと説明・推奨しております。

さらに、本町議会では、町民に対して日常の移動手段の全てを公共交通にする必要はなく、LRTはあくまで移動手段の選択肢の一つとして、選択肢を増やす機会であると強調しています。例えば、通勤や通学など日常的な用務ではLRTを利用し、近隣を

問わず相手先までの訪問の際には自動車を利用するという、その日の予定に合わせた交通手段や移動スタイルを選択することが、可能となることを伝えております。

今後、本町議会では、L R Tの開業による効果を

- ・L R Tの停留場とバス路線などとの乗り換えが可能となる「トランジットセンター」には、交通網の発展と充実に期待する。
- ・J R宇都宮駅と直結するためL R T沿線での開発や、町内の工業団地内企業の更なる発展や通勤での利用推進に期待する。としています。

また、本町議会では、近隣自治体と協力して、平成30(2018)年11月から毎年、L R Tと真岡鐵道とを接続整備する支援の要望を県に提出しています。開業に向けては、公共交通を町民に利用しやすくするため、既存や増設するバス路線網の充実について執行機関に要望し、L R Tだけではなく既存のバスやJ Rが相互利用できる交通I Cカードの導入にも議会として尽力しました。

L R Tが交通ネットワークの発展だけにとどまらず、まちづくりの核心・コアと成るよう期待し、L R Tを町の中心市街地「祖母井(ウガイ)」まで延伸する将来像を、常に携えています。

# 群馬県邑楽町議会

## (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

### (1) 議員の資質向上に向けた取り組み

邑楽町議会では、議員の資質向上に向けた取り組みとして、群馬県町村議会議長会及び邑楽郡町村議会議長会主催の議員研修等へ積極的に参加している。また、各常任委員会で視察に関するテーマを定め、先進自治体における取り組みを調査し、邑楽町の政策づくりに反映できるように、各常任委員会合同（全議員）で、実施している。令和元年に行った合同視察研修では、議会改革の先進地である桐生市議会で調査と研修を行い、議会活動の活性化に取り組んでいる。

### (2) 邑楽町議会基本条例の制定に伴う議決事件の追加

令和2年6月に制定された邑楽町議会基本条例で、これまで町の重要な計画に関する議決事件は「邑楽町総合計画基本構想」のみであったが、新たに「邑楽町総合計画」をはじめとした7つの重要な計画、計画期間が3年以上の計画の制定、変更、廃止をする場合も議決を要するとして議決事件に追加し、監視機能の強化を行った。

### (3) ICT化の推進

「町民に分かりやすい開かれた議会」の実現と効率的で迅速な議会運営、議会の活性化、危機管理体制の強化などさらなる議会改革により町民に信頼される議会を目指し、令和3年7月開催の全員協議会からタブレット端末とペーパーレス会議システムを導入した。令和4年度中には、議案等の会議資料の完全なペーパーレス化を予定している。タブレット端末の導入により、行政からの最新情報を瞬時に共有することができるだけでなく、議員同士の連絡をはじめ、行政や事務局との連絡を効率化することができるようになった。この共有された最新の情報を活かした政策や行政の課題解決など議員としての意識が相乗効果で高まっていくことにも期待が持てる。また、各議員に貸与したタブレット端末により、災害等が発生した際にも、各議員が地元の被災状況などの情報収集を行え、連携を図ることが可能である。いずれは、オンライン会議などICTの効果を最大限に活かした議会運営に取り組んでいく。

## (事績 2) 住民に開かれた議会

### (1) 中学生参加による子ども議会の開催

邑楽町の未来を担う中学生を対象に、議会制民主主義の理解、行政への信頼感の向上、さらには町への愛着を図ることを目的に子ども議会を開催している。中学生が、議長や議員となり、実際の本会議と同じ形式で、一般質問を行い、町執行部が答弁を行う。この子ども議会の体験を通して、政治、行政への参画意識の醸成と政治教育の拡充の機会としている。

### (2) 住民への議会情報の発信

住民が、本会議の傍聴を行いやすいように、議会のホームページで事前に、会期日程案や一般質問通告案(質問の開始予定時間を表記)を掲載し、本会議当日も町執行部が管理している Twitter で、議会の開催情報を周知している。本会議終了後は、提出議案の議決結果や請願の採択の結果、本会議の録画配信、会議録、議会だより等をホームページに掲載している。

新型コロナウイルス感染症対策で議会傍聴席の人数制限を行っているが、令和4年3月から議会棟の休憩スペースに大型モニターを設置し、傍聴席に入ることができなかった方でも傍聴できるようにしている。

### (3) 住民報告会・意見交換会の実施

令和2年1月に、邑楽町にあった議会改革を行うために、町民アンケートと住民報告会・意見交換会を実施した。意見交換会でいただいた住民からの意見は、後日、議会改革を所管する議会運営委員会、全員協議会で内容が精査され、今後の議会改革につながるように、意見のとりまとめを行った。

### (事績3) 地域活性化のため特別な取組みをした議会

#### (1) 邑楽町議会災害対応指針及び災害対応時組織体制図の整備

令和2年6月11日に制定された邑楽町議会基本条例第3条の「災害対応」規定に基づき、風水害や地震などの大規模災害発生時における議会や議員の対応を明確にするため、令和2年10月19日の全員協議会で、「邑楽町議会災害対応指針」及び「邑楽町議会災害対応時組織体制図」を整備した。これに伴い、町に災害対策本部が設置された場合、町と連携しながら被災者の迅速な救援と災害の復旧が行えるように、議会として支援できるような体制を確立した。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症に関する政策提言

緊急事態宣言が発令後、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見られない中、令和2年4月30日に、各議員が町民から意見を聴取し、医療に関すること、子どもに関することなど7分野・17項目の「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書」を町執行部へ提出した。

また、同年12月に、邑楽町内の新型コロナウイルス感染症の感染者が、増加してきたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の罹患者等に対して、不当な差別や偏見を受けることがないように、「邑楽町新型コロナウイルス感染症患者等の人権擁護に関する条例」を制定した。

## 東京都青ヶ島村議会

### (事績2) 住民に開かれた議会

本村議会は、定例会・臨時会の開催について事前に村広報誌、CATVテロップ等で周知、住民に傍聴を呼び掛ける等して開かれた議会を目指している。また、本会議の会議録は村民に対し閲覧可能としている。

# 神奈川県開成町町議会

## (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

### (1) 議員1人1台配付のタブレット端末を活用したICT化の促進

令和2年12月に、議員1人1台のタブレット端末を配付し、同月の定例会議から、タブレット内に議案等を格納したペーパーレス議会がスタートしました。

令和3年1月以降は、議会運営委員会、各常任委員会、各委員会の会議資料を全てタブレット端末に格納し、令和3年9月定例会議では、決算書を全てタブレット端末に格納し、一人あたり約300ページの紙資源を使うことなく審議し決算認定を行いました。

その後も、令和4年3月定例会議では、予算書も全てタブレット端末に格納し、年間約1万7,000枚の紙の消費削減につながりました。

ペーパーレス化は、ただ紙を削減することが目的ではありません。膨大な紙資料を議員に配付する作業時間が短縮され、議員も時間に制約されずに、いつでもどこでも会議資料に目を通すことが可能となり、議会全体の事務効率向上につながっています。

また、令和3年7月に設置された開成町議会ICT化推進委員会では、タブレット端末を使用し、試行的にオンライン委員会を定期的を実施しています。

オンライン委員会では、タブレット端末で事前に撮影した写真を議員間で相互に共有したり、令和4年9月4日に実施した町防災訓練では、各議員が各地区の防災訓練会場から、双方向通信コミュニケーションツールを利用して現状報告したり、より実践に近い取組みを実施しました。

今後も、各常任委員会等で、オンライン会議の本格実施も視野に入れた研修を重ね、また、災害時においても議会活動の平常化を意識し、議会業務継続体制を見据えた取組みを推し進めます。

さらに、タブレット端末を利活用した取組みとして、議員がタブレットで動画を撮影し、撮影した動画を編集することも、令和4年4月からスタートしました。

具体的には、毎年、議員が町内各地区に出向き、議会の活動報告を実施してきた「議会報告会」の動画配信です。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、2年間、止む無く延期しておりましたが、議会活動を広く町民に報告する手段として、動画で議会報告会を配信できないかと議員から発案があり、手元にあるタブレット端末を活用し、12人の全議員が協力して約20分の議会報告会動画を制作しました。

動画「議会報告会」は、約 20 分の長編ですが、テンポよく飽きさせることない編集を心がけ、長時間にわたり議員間で議論しました。例えば、最も伝えたい内容を各委員会 2 分以内で報告することや、難しい用語や長いフレーズには、動画に字幕を挿入し、各委員会で BGM を変えるなど、工夫が施しています。

創意工夫した内容としては、可決した令和 4 年度当初予算の主要事業の現場に、実際に議員が行き、「これから予算がどのように使われて」「どのようなまちづくりが行われていくか」を現地から説明する場面があります。執行者である町側でも、予算の使い道を現場に赴き説明する動画はありません。議会はしっかりチェック機能を果たしてくという意思の表れです。

タブレット内には、撮影した動画をつなぎ合わせるアプリケーションが常備されています。初めての試みですが、編集・制作を議員自ら行っているため、特別な費用もかかっていないところも工夫の一つです。

動画「議会報告会」は、令和 4 年 4 月 23 日に新規開設した開成町議会 YouTube チャンネルで配信を開始しました。広報手段としては、広報紙、Facebook 等 SNS で周知しました。

令和 4 年 9 月 23 日時点で予想を上回る約 1,500 回の視聴回数があり、動画での議会報告会についてのアンケートでは、「見やすい」、「気軽に時間帯を気にせず見ることができる」等の好意的な意見が寄せられました。

これからも、タブレット端末した動画撮影及び編集の研鑽を重ね、技術の向上を図りつつより親しみやすい議会となるよう発信を続けてまいります。

## (2) 意見書提出権を積極的に活用した取組

令和 3 年 8 月頃は、国内における新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の兆しが見えない状況にあり、さらに感染力が強いとされている新たな変異ウイルスの出現による感染爆発の歯止めが効かず、今まで以上に感染予防対策の実施や医療提供体制の充実が求められていました。

そのような中、感染防止対策の切り札として期待されているワクチン接種については迅速に進める必要があり、開成町においても、政府（国）が示した 11 月までに接種完了の実現に向け、地元医師会、各医療機関との連携のもと、広く地域全体の感染予防という観点から、ワクチン接種を進め、その推進に尽力してきましたが、開成町においては、依然として希望する全ての町民に対し、接種できるワクチン量が配分されず、医療機関等に接種の加速化をお願いすることもできないのが状況でした。



河野内閣府特命担当大臣（当時）会見の質疑応答において、「第 15 クールまでの配分が事実上最後の計画か」という質問に対し、「第 16 クール以降も必要であれば配分する」と発言されていることをうけ、開成町議会として、接種の加速化による国民の安全、安心を考えれば、早急に第 16 クール以降の配分を行うべきと考え、接種が進んでいない市町村の状況を勘案し、早急に第 16 クール以降の配分計画を示し、必要なワクチン量を安定的に供給することを強く要望する意見書を提出することとし、9 月定例会議（令和 3 年 9 月 7 日）に全会一致で可決し、国に「新型コロナウイルス感染症対策におけるワクチンの安定供給を求める意見書」を提出しました。

また、神奈川県にも、議長及び開成町長が共同で副知事に「新型コロナウイルスワクチンの確保に関する要望書」を持参し、新型コロナウイルス感染症対策におけるワクチンの安定供給を求めました。神奈川県も即時にこの要望に対応を示し、開成町及び県内市町村のワクチン供給の実現につながりました。

## （事績 2）住民に開かれた議会

### （1） 広報は「読む」から「見る＝魅せる」時代へ

～開成町議会の広報は「ウェブサイト」と「広報紙」の両輪で推進～

世界中のニュース等が SNS でリアルタイムに発信され受取る時代。議会活動は、年 4 回発行の広報紙と町ホームページで発信していました。開成町議会は、「情報を迅速に届けたい、そして、紙や町ホームページの広報を見ていただくときは、議会から一方的に議会活動を文字で長々と発信するのではなく、議員から話しかけたい、議員の言葉で発信したい。」この思いを実現する取組みの一つが、「読む」広報から「見る」広報への変革です。

具体的には、令和 4 年 9 月に神奈川県内町村初となる議会独自のウェブサイトを開設しました。「見る」広報（ウェブサイト）とは、多様な動画を取り入れた「見る」ウェブサイトであり、具体的には、令和 4 年 6 月定例会議から、一般質問を行う議員が一般質問の内容を 1 人 20 秒でまとめた予告動画を掲載し、本番の一般質問終了直

後にも、手応えや質疑内容等の感想を1人20秒でまとめた突撃インタビュー動画も掲載しています。

「読む」から「見る」とは、町民に「読ませる」だけでなく、「見せる＝魅せる」、そして、議員の言葉、表情を通して町民の代表である議員の「ありのままの姿・直接話しかける姿」で発信していくことも意味します。今後は、各種委員会の内容、賛否表も議会広報紙で発信するだけでなく、タイムリーに議員が説明する動画を掲載していきます。

また、新設したウェブサイトは、「見やすさ、分かりやすさ、探しやすさ」を重視し、2クリックで得たい情報にたどり着くウェブサイトとしています。今までは、得たい情報にたどり着くまでに、約4回のクリックが必要であったため、見やすさ、分かりやすさに加え、探しやすさを重要視して制作しました。

さらに、情報の迅速発信や見やすさなどを重視しただけでなく、全ての人に優しい「ユニバーサルデザイン」のウェブサイトとして開設しました。

ユニバーサルデザインであるかは一見、分かりにくいですが、視覚では、色の組み合わせによりウェブサイトのバリアフリー化を実現しており、聴覚では、一般質問に字幕をつけてインターネット配信を実施しています。ただ開設した訳ではなく、開成町議会として、誰に対しても開かれた議会であることを、この独自のウェブサイトを通じて表現したい一心で制作に取り組みました。

また、新たにキッズページを新設しました。「議会」という言葉だけでは、子どもが難しいと感じてしまうことも想定し、議場体験ツアーなどのコンテンツやクイズマスターなどのコンテンツを取り入れ、小学校（中・高学年）でも楽しみながら「議会」を知り身近に感じてもらえる内容となっています。

キッズページには、議会ミニゲームのコンテンツも鋭意制作中です。毎日見てもらえるウェブサイト、飽きずに親しみやすいウェブサイトであり続けるため、これからも多くのご意見を取り入れながら、議員及び議会事務局一同で、より身近なウェブサイトとなるよう制作を進めてまいります。

広報紙の良さを十二分に発信するために

議会広報紙「ギカイだより」は、昨年、全国町村議会議長会広報コンクールにおいて、奨励賞を受賞しました。受賞した広報紙（A4判）は、令和4年5月1日発行の211号から、見開き一枚のタブロイド判に紙面を変更しました。

変更した理由は、町民に、紙（広報紙）で伝えることが相応しい内容と、前述のウ

ウェブサイトにおいて「動画」で迅速に伝える内容を、しっかりすみ分けすべきと判断したからです。

現在、タブロイド判の紙面を生かして、A4判ではできなかった紙面構成のもと、町民の皆様がまずは手に取り、1ページめくっていただくことを意識し、そして、今後、ウェブサイト内で「動画」で発信したほうがより効果的である内容を考慮し紙面構成しています。

今まで、一般質問のページは、約12議員分の質問に5～6ページを割いていましたが、ウェブサイトの字幕がついた録画配信に誘導し、より詳しく見ていただけるよう、各議員の一般質問内容は完結に掲載し、その変わりとして、随所に録画配信QRコードを貼り付けることにしました。その結果、一般質問は1ページとなり、「読む」・「見る」のすみ分けを実践しています。

また、一般質問を町の総合計画の章ごとの項目に分類し、ギカイだよりを手にとって見ていただいたときに、一目で興味関心がある内容を探していただけるように工夫しております。

令和4年5月1日号(210号)では、見開きとなる2・3ページの枠を取り払い、中央に議員の写真を配置し、紙で伝えることが効果的である予算質疑の詳細内容を掲載しました。

令和4年8月1日号(211号)では、令和4年6月定例会議において、日曜議会を開催しましたが、議会初となる託児サービスを実施したことを大々的に伝えなかったため、トップページ(第1面)を横に使用しました。

日曜議会と託児サービスにより、幅広い世代の町民に議会をより身近に感じてもらいたいことを紙でよりよく伝えるためには、タブロイド判を横に使うことが視覚的有効ではないかと判断したからです。

また、6月定例会議は、日曜議会の開催だけでなく、町の花「あじさい」を議場各所に飾り付けし、「あじさい議会」として開会しました。「あじさい」は、町民の方が大切に育てている花をお借りしました。本会議の議会広報紙「ギカイだより」も、あじさいカラーでまとめており、多くの町民の協力により、ギカイだよりが制作されていることを実感できる号となりました。

今後も、まずは手に取ってもらう、1ページめくってもらうことを意識し制作してまいります。

開成町議会の広報は、見る「ウェブサイト」と読む「議会広報紙」の両輪で開かれた議会を追求し続けます。

(2) 日曜議会と無料託児サービスの実施により、開かれた議会へ

令和4年6月定例会議第2日目(令和4年6月19日)において、新型コロナウイルス感染症の影響で止む無く開催を見送っていた「日曜議会」を、令和2年5月に供用開始した新庁舎で初めて開催しました。既にインターネットライブ配信を実施しておりますが、議場では、ライブ配信では味わえない臨場感があります。平日に仕事や学校などの事情で傍聴できない方にも、一人でも多く傍聴してもらいたいという思いがあります。

また、子育て世代にも「日曜議会」に足を運んでもらいたいと、町役場庁舎内にあるキッズコーナーで保護者が議会を傍聴中に保育士が子どもを見守る新たな取り組みも議会では初めて実施しました。当日は、3名の託児サービスの申込みがあり、保育士に安心してお子様を預け、ゆっくり議会を傍聴していただきました。今後も、幅広い世代の町民が、議会身近に感じ、関心を持ってもらう政策を進めてまいります。

## 山梨県昭和町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

昭和町議会は平成20年5月に地方自治の発展と地域の振興に貢献するため、全国に先駆けて山梨学院大学ローカル・ガバナンス研究センターと提携協定を取り交わしました。

この協定は大学側が研修・政策提言・コンサルティング等を通じて昭和町議会の議会改革を支援するものです。

具体的な提携事業としては、政策課題の解決策を探る「実践的研修会」、大学生が研究成果を踏まえて質問・提案等を行い、議員と学生が意見を出し合って政策を議論する「ワークショップ」などがあります。

これらの提携事業は協定締結以降毎年開催され、その内容や効果は年々進化しています。

「実践的研修会」では、地方自治体が抱える課題から、世界を取り巻くグローバルな問題まで多種多様なテーマについて専門的な知識を学んでおり、これによって、議員の資質向上や意識の高揚につながっています。

また、学生との「ワークショップ」では、若者目線での新鮮且つ斬新な政策提案をいただくことで、新たな角度からの考え方を学べるなど多くの刺激を受けています。

これらの事業を通じて得た知見や提案などをもとに、昭和町議会は平成22年9月に当時では山梨県内で初となる「議会基本条例」の制定を行い、議会の役割と活動の指針を明確にしました。

また、平成24年3月には「議会災害対策本部設置要綱」を制定し、災害発生時に議員がとるべき対応を規定しました。

さらに、平成25年11月には「町民参加型政策提案学習会」を開催し、学生のみならず、町組織役員や自治会の役員の代表を交えて幅広く意見交換を行うなど、住民・町執行部・議会の三者を結ぶ機会の形成にも寄与しました。

近年においては、令和2年に学生から提案を受けた「議会BCP（業務継続計画）の作成」について、議会もその必要性を感じたことから検討会議を立ち上げて議論を重ね、令和3年5月に「昭和町議会BCP（業務継続計画書）」を策定しました。

この他にも、企業やホテル等との避難所協定の締結やICT整備の推進についてなど、大

学教授や大学生からの提案を執行部への提言につなげたものもあり、提携事業は数多くの成果を残しています。

## 富山県立山町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

コロナ禍により地方に注目が集まっている。地方自治体への権限委譲が進み、自己決定が求められる中、議会にとっても政策提言力を高めることが重要になっている。令和2年度には学校の休校、外出制限、国の緊急事態宣言の発出により、行政視察や友好都市交流等が困難と判断し、即座に当局に対して行政視察予算を返上しコロナ禍において困窮する人々を支援するために予算を使うよう提言を行うなど機動的に対応している。

立山町議会では、総務教育、産業厚生との二つの常任委員会に加え、立山自然保護、議会広報、議会改革の三つの特別委員会が通年で設置され、行政視察等を通じて町の行政課題を明らかにし、議員同士による政策討論を行い調査研究に繋げている。

総務教育常任委員会では、九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市を視察し、災害発生時の市や議会の対応、被災した後の復旧事業、危機管理行政について実際の記録に基づいた説明を受け、立山町における議会BCPや町が行う防災訓練、防災用具の備蓄、関係団体等との連携などを町防災計画に反映させていくこととしている。

議会改革特別委員会では災害発生時の議会BCPを含めた議会のデジタル化を当局に要望した。議会では議員全員でデジタル化研修を受講し、当局と協議の場を設けデジタル化（ペーパーレス化）に取り組んでいる。また、災害発生時に議員は何ができるか、当局の災害対策本部との連携・協力を基本とした議員行動計画の骨格を合意し、計画の作成に取り組んでいる。骨子は大規模災害のみならず新型コロナウイルスによるパンデミックやテロも想定し、具体的に段階を追って内容を整理し、今後さらに精度を上げていくこととしている。

また、国内外から多くの観光客が訪れる世界的な山岳観光地「立山黒部アルペンルート」を抱える立山町では、立山自然保護特別委員会を設置している。今年度はシーズン初めに自然災害が相次いだことから、遊歩道での雪崩被害や有料道路での落石被害の復旧状況を確認した。また、ここ数年のコロナ禍により国内客はもとより外国人観光客が激減している状況から、実際の観光客の入り込み状況に国のGoToトラベル事業や県、町の観光キャンペーンによる支援の実態、安全な観光地とするため、立山黒部アルペンルート内にある運行会社を訪問し、コロナ感染対策状況の調査を行った。

その他、山小屋への弥陀ヶ原火山の噴石対策の支援に加え、山小屋関係者への新型コロナワクチンの優先接種など、町と議会が足並みをそろえ時期を逃さず効果的な施策の推進に努めている。

毎年提出される各会計の決算認定議案について、議会では決算特別委員会を設置し審査を行っている。事業効果と支出の適正さを担当課より聞き取り、事業ごとに細かく指摘し、事業内容を担当課から聞き取り、費用対効果や適正な経理を確認するとともに、改善に向け、意見・提案している。

昨年の具体例として、公民館活動について、コロナ禍により行事の中止が相次ぎ、活動の低下が懸念されるが、町民の声を聴き、地区間で活動の温度差がないよう対応することや除雪対策については、昨シーズンの大雪を踏まえ、除雪重機オペレータの育成等、万全を期することなどを指摘した。

## (事績 2) 住民に開かれた議会

立山町議会では、住民に対する情報公開の手段として定例会の議事や委員会審議などを広報するため「議会だより」を年4回発行している。平成11年10月から創刊準備号を2回発行し、平成12年4月の創刊号から、令和4年8月の83号まで号数を重ねた。

議会広報特別委員会が設置されており、委員自らが写真取材や原稿作成、紙面の構成などを行っている。内容は、一般質問や議案審議の経過、委員会での質問などのほか、閉会中に行われた委員会の行政視察の内容なども報告している。

通常12ページとなる「議会だより」は町内に全戸配布され、住民が議員に対して質問するコーナーや誕生日を迎える人の写真紹介、表紙写真の募集など、住民参加のページを設けていることから自由闊達な意見が寄せられるなど反応も多い。なお、町ホームページにおいてバックナンバーも含めて公開している。

また、ホームページでは基本的な情報として、議会組織や議会役員、議長交際費や政務活動費の使途、請願・陳情の手続きなどを載せているほか、インターネットの即時性を生かし、議会日程や質問通告があった時点での質問通告内容を素早く載せ、住民が議会傍聴しやすくするなど工夫をしている。本会議の会議録も公開されており、電子データ化された以降のものが検索可能とした。

その他、本会議の様子はケーブルテレビのコミュニティーチャンネルでも中継し、再放送も行っている。また、令和4年6月定例会からは再放送の画像データを利用してインターネ



ットの動画視聴サイトに本会議動画を掲載したことで、ケーブルテレビで本会議を傍聴できない人でも気軽にいつでも視聴できる体制を整えた。

富山県では政務活動費の不正問題が大きく取り上げられ、厳正な運用が求められ、また更なる情報公開など議会改革が求められている。議会では、平成30年3月に全議員を委員とする議会改革特別委員会を設置し、議会改革に取り組むこととしている。現在は委員の定員8名で運営している。

当委員会では、政務活動費の運用だけでなく、議員のなり手不足問題、議員定数問題、議会報告会の開催、議場システムの導入など取り扱う問題は多岐にわたり、これまでに政務活動費収支報告の領収書までの完全公開、議会のインターネット公開、議会BCP計画策定開始、議会のペーパーレス化に取り組み、最終的には議会基本条例の制定を目標に取り組んでいるところである。

さらに、被害者保護と子供達の健やかな成長が町の発展につながる。また、災害対策や復旧・復興には「女性の視点」が大切であること。さらに、ジェンダー問題やDV被害をなくすため、議会が率先して議員提案により立山町男女共同参画条例を制定した。

## 石川県能登町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

#### 1. 通年の会期制の導入

能登町議会では、平成26年11月1日から通年の会期制を導入したことにより、町長の専決処分を必要最低限に抑制できるなど、議会の監視機能の充実と強化につながっている。また、災害などの突発的な事案や緊急の行政課題などへの速やかな対応を図ることができるため、年間を通して活動することが可能となっている。

コロナ禍で変化する国等の動きにあわせ審議・議決を行うことができ、また自然災害等にも柔軟に対応できる。

#### 2. タブレット端末の導入

令和2年1月からタブレット端末を導入し、町議会における資料を電子データで管理（ペーパーレス化）することにより、経費の削減と議会運営の効率化を図っている。また、各種資料や過去の資料の閲覧も容易となり、議会活動の活性化を図ることに寄与している。各会議の開催通知や、執行部からの緊急連絡、案内等も速やかに連絡可能となった。タブレット端末には通信機能を持たせており、インターネットの閲覧がいつでも可能であり、議員個人の議会活動に大いに活用している。

感染症まん延防止及び災害の発生等や育児介護などの理由により、全員協議会や委員会への参集が困難と判断される場合には、議会運営が滞ることのないようオンラインを活用し柔軟に対応できるよう会議規則や委員会条例を改正。

### (事績2) 住民に開かれた議会

能登町議会は、議会の審議・活動状況を広く町民に周知し、開かれた議会、親しみやすい議会を目指すとともに、円滑な町政の推進を図るため、「のとちょう議会だより」を発行している。また、ケーブルテレビで議会中継を実施するなど、傍聴しやすい環境に努めている。

#### 1. 議会だよりの発行

能登町議会は、「のとちょう議会だより」を年4回（2月・5月・8月・11月）発行し、全戸配布している。

各号の編集は、広報編集特別委員会が担当し、定例会議や随時会議の概要、委員会の活動や町議会の活動をお知らせしている。また、毎号、町民インタビュー記事を掲載し、町民にわかりやすく親しみやすい広報紙となるよう努めている。

## 2. ケーブルテレビでの議会中継、ホームページでの録画放映

能登町議会では、議会への関心を深めていただくため、町のケーブルテレビによるライブ中継（一般質問のみ）や、録画による放送、町ホームページにおいても本会議の様態を視聴することができる。

また、会議規則を改正し、出産や育児、介護、配偶者の出産等、欠席事由を具体的に明記することで、女性や若者などが立候補しやすい環境を整え、議員のなり手不足の解消に努めている。

## 3. 傍聴しやすい環境

議会の傍聴案内を町ホームページ、議会広報紙に事前にお知らせし、当日は受付で住所・氏名・年齢を受付表に記入するだけで傍聴することができる。また、傍聴席へは電動イスが設置されており、車いすでの入場も可能。傍聴者には、議事日程や一般質問一覧を配布し、会議内容をわかりやすくしている。

## （事績3）地域活性化のため特別な取組みをした議会

能登町議会は、コロナ禍における議員活動の自粛や制限が余儀なくされる中、タブレット端末を活用し、委員会ごとに受講したいテーマを決め、オンラインにて積極的に議員研修を行っている。

また、基本条例に掲げられているとおり、町民の意見等を把握し、議会活動に反映させるため、「議会と語ろう会」や、議会と区長会連合会との意見交換会を開催している。

一方で、会議規則、委員会条例の改正や、新型コロナウイルス感染症に係る対応方針の作成により、感染症まん延防止及び災害の発生等、会議への参集が困難と判断される場合には、議会運営が滞ることのないようオンラインを活用し委員会等に出席できるよう柔軟に対応

できる環境も整えている。

また、会議の案内や、執行部からの連絡、コロナ感染症など災害等の報告にもタブレット端末を活用し、議会運営の円滑化と情報共有の強化を図っている。

# 長野県松川村議会

## (事績 1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

平成 27 年 12 月に制定した「松川村議会基本条例」に基づき、議員研修会や議員打ち合わせ会等を開催し、議員の政策形成能力の向上や監視機能の強化に努めている。

### 1 意見書提出権の積極的な活用

内閣総理大臣、国会等に対して積極的に意見書を提出しており、令和 3 年度は、9 月定例会において「コロナ禍による厳しい財政状況に対処するために地方税財源の充実を求める意見書」及び「町村議会議員報酬の基準の明示及び地方財政措置を求める意見書」、12 月定例会において「防災、減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書」の 3 件を採択し、議会の意思を表明している。

### 2 議会打ち合わせ会・政策討論会の開催

その時々課題の共有、検討を行うための議会打ち合わせ会を月に 1 回以上開催しており、村の施策の説明や議員発議の意見書の調整、村からの報告事項、各地域の出来事など、柔軟に議題を設定し、期数や性別・年齢等に関係なく議員同士の自由な議論が行われている。

また、議員提案の議題について議員間で討論する政策討論会を開催し、議員の政策形成能力の向上に努めている。近年は「村内の通学路の危険箇所について」、「村内の文化財保護について」、「議員の無投票当選について」など、議題は多岐にわたっており、検討結果を首長に提言している。

### 3 他議会との合同研修会の開催

年に 1 度、近隣町村議会と合同での研修会を開催しており、議員が研鑽を積むとともに、相互の情報交換を行っている。

## (事績 2) 住民に開かれた議会

村民からの負託にこたえるべく議会改革に取り組む中、多様な民意の把握に努めるとともに村民との対話を重ね、より住民に開かれた議会を目指し、活動を続けている。

### 1 定例会報告会の開催

これまでは、年に 1 回程度、村民と議員との懇談会を開催していたが、より多くの方に議会活動に対する興味・関心を持っていただくよう、それまで年 1 回程度の開催であった村民と議員との懇談会を、令和 4 年 6 月からは年 4 回の定例会毎の開催とし、村民との対話の機会を増やしている。

また、懇談会の内容も、特定の案件の意見交換に絞っていたものを、各定例会の議案審議報告、請願・陳情報告、一般質問報告など、幅広い内容についての意見交換としたことで、村民の率直で多様な意見を把握することができるようになった。

また、令和 4 年 6 月定例会報告会では議会活性化についてのアンケートを実施しており、今後の議会活動に活かしていくこととしている。

### 2 村内中学生に対する議員による出前授業の実施

村の将来を担う子どもたちが自分の村や村政に対して興味を持ち、より住み良い村の実現を考えていくきっかけとするため、平成 30 年度から議会が主体となり、議員が中学校に出向いて生徒の質問に答える出前授業を実施している。

### 3 議会だよりの発行

議会の活動状況を広く住民に周知し、かつ、住民と議会との懸け橋となる議会報「こんにちは！議会です」を年 4 回発行し、全戸配布している。議会報常任委員会 5 名で企画・原稿の作成・取材等を担い、担当議員の責任の下で作成している。

より村民の関心を引く誌面となるよう、全国町村議会議長会や長野県町村議会議長会の広報研修会等に参加し、誌面づくりに関する資質向上を図っている。

### 4 動画配信サイトを利用した議会のライブ中継の配信

平成 23 年 12 月議会から議会本会議のインターネット上でのライブ配信を開始し、より多くの住民に視聴いただくため、議会報での視聴方法の説明や QR コードを掲載するなどの取り組みをしている。令和 3 年度は 1,500 回程の視聴回数であった。

## 5 傍聴しやすい環境整備

平成元年の役場庁舎新設時から、議場傍聴席には車椅子が入ることのできるスペース、階段には昇降機を設けており、身体に障害を持つ方にも傍聴しやすい環境を整えている。

## 三重県東員町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

現在のわが国の情勢は、少子高齢化の進行や未知の感染症の影響などのより地方においても厳しい状況が続いている。

コロナ禍での過渡期にあり、新しい生活様式に合わせ、本議会でもペーパーレス化が進み、議会資料や招集通知などをタブレットに格納することなどデジタルトランスフォーメーション化の推進がより加速している。

「おみごと！があふれる町へ」をキャッチフレーズとした第6次総合計画が令和3年度からスタートした。東員町の未来を見据え、あるべき姿を構想し、その実現をするためには、限られた財源の中で最大の効果を挙げられるようこれまで以上に事業の精査を、議員も含めた町全体で取り組んでいる。

定例会は年に4回招集され、概ね17日間の会期をとって慎重審議を行っている。議会の大切な役割のひとつである監視機能を充実するため、令和4年9月21日に新たな特別委員会（北勢線対策検討特別委員会）を設置し、2つの特別委員会（東員第一中学校移転事業特別委員会、北勢線対策検討特別委員会）と4つの常任委員会（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会広報広聴常任委員会、予算決算常任委員会）が設置されている。

なお、議会改革の更なる推進に資するため、これに特化した特別委員会を設置することを検討したが、全議員が参画すべきものとの趣意からより広く、全員協議会で議論し、進めていくこととした。

議会に上程された議案について、委員会付託による詳細な質疑、調査を実施することにより、的確な採決結果に結び付けられるよう監視機能の強化を図っている。

議員間の自由な討議及び調整を行う場としての全員協議会を、月1回程度開催するとともに、各委員会も同様に開催し、調査、検討結果を議会から首長へ提言書や報告書などを提出するなどして議会としての監視機能を果たしている。

最近では、総務建設常任委員会は、令和元年12月「水源かん養地対策に関する提言書」、令和3年1月「補助金見直しについての提言書」、令和3年2月「上下水道料金の減免についての要望書」、教育民生常任委員会は、令和元年12月「防災に関する提言書」、令和2年10月「町民プールについての報告書」を提出した。

また、議員の資質向上や知識取得のため、年に1回、議会全員協議会や各常任委員会で行政視察を行い、先進地事例を調査研究している。また、議員研修会を年1回開催し、令和3



年度は「議会基本条例について」、令和4年度は「住民自治の根幹についての議会の作動について」の内容で行い、チーム議会をモットーに切磋琢磨で研修を行っている。

## (事績2) 住民に開かれた議会

「住民に開かれた議会」であるためには「住民との情報共有」、「住民への説明責任」を果たすことに他ならないが、これらの実現には、「透明性・公平性・信頼性」を常に念頭に置く必要があり、とりわけ透明性を住民に実感いただくには、議会活動全般において、住民の皆さんから、目に見えることが求められる。

これらのことを体現するため、本町議会は、2019年4月1日「東員町議会基本条例」を施行し、議会運営における規範的事項を定めているが、その前文にも、「積極的な情報の公開と共有を図ること」並びに「広く住民（町民）の意思を把握すること」を掲げている。

議会で議論された内容を住民に理解いただき、町政に関心をお持ちいただくこと、それには、住民からの声をより広く集め、議会はその意思を反映し、提言していくことが、住民の皆さんが望む、よりよいまちづくりにつながるものと考え、それこそが、住民の負託を受けた議会の責務である。

前述に対する、具体的な取り組みとして、本町議会は、以下のことを行っている。

### (1) 議会だよりの充実

本議会は、定例会の翌月の第1金曜日に発行し、全戸配布している。伝えたい情報をタイムリーに発信するため、町広報紙の配布に合わせて議会閉会後の翌月第1金曜日の発行に向け（配布費用の削減にもなる）、ほぼ2週間というタイトな日程でまとめ上げている。

町民にとって、簡潔で読みやすい「議会だより」とするために、長文を極力控え、簡潔な文章で構成している。

一般質問の記事では、議員の顔写真は臨場感あるように質問中の写真を掲載するようにした。

また、一般質問動画をホームページで公開するようにした。

その他にも、広報誌（表紙）に二次元コードを掲載し議会ホームページへの誘導、また、一般質問の動画配信や政務活動費の掲示なども同様に掲載し、議会ホームページへの円滑な動線になるようにしている。

## （２） 議会報告会・意見交換会の積極的な実施

議会の活性化と開かれた議会の取り組みの一環として、議会報告会を実施している。

令和３年度は新型コロナウイルス感染症により、実施できていなかったが、令和４年度は希望団体等にお伺いし、１１月までで８回行っている。例年までの議会報告会は対面方式だったが、自分の意見が言いにくい等のお声が多々あったため、今年度はワールドカフェ方式を用いて実施している。

議員を各テーブルに配置することで身近に感じられ、日常生活で困っていることから議員活動について活発に町民との意見交換ができたと感じている。

## （３） ホームページの充実

本議会はホームページを作成し、議会日程、質問通告内容、議決結果、議会だより、会議録などを公開し、誰でも閲覧できるようにしている。

議会のトップページに更新した記事のリンクを掲載し、フレッシュな情報を閲覧できるようにしている。

また、議会活動の軌跡を「議会の動き」として日付ごとに掲載し細かな議会活動についても閲覧できるようにしている。

# 京都府大山崎町議会

## (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

### 1. 議会基本条例の制定

議会は、選挙により選ばれた議員で構成された町民の代表であり、首長とともに、憲法に定められた二元代表制の一翼をなすものであり、その役割を深く自覚し、執行機関の監視、政策提言、立案等について、その機能を発揮し、町民の付託に応えなければならない。

大山崎町議会では、これを踏まえ、地方自治の本旨に基づき、町民に身近な存在である議会及び議員の活動の活性化と充実を図り、二元代表制にふさわしく町民に開かれた議会運営の基本事項を定めることによって町民の付託にこたえ、福祉の向上と町政の発展を目指すことを目的に定めている。議会基本条例の制定にあたっては、議会（議員）の質向上と委員会の活発化を図るために、議会改革特別委員会で取り組む。平成25年から約1年間にわたる委員会での学習（協議・研究）を重ね、平成26年9月に制定し、大山崎町総合計画基本構想に基づく基本計画を議決事項に定め、監視機能の強化を図っている。

### 2. 予算決算常任委員会の設置

予算決算に関する議案の上程があった場合、その都度、予算特別委員会及び決算特別委員会を設置して審査を行ってきた。しかし平成22年第1回定例会（3月議会）において、現下の厳しい町の財政状況を踏まえ、行財政改革を求める強い住民の意志に議会として応えるとともに、議決機関としても自ら効率的な議会運営を目指すことを提案理由とし、発議により、議員定数を16人から12人とする「議員の定数を定める条例の一部改正について」を提出し、可決した。これを受け、今後の各委員会の在り方について議会改革特別委員会で協議・検討を行うこととした。同年4月以降において、特別委員会では予算決算に関して、引き続き監視機能等を発揮していくためにはどのように行えばよいのか、委員会構成や委員定数等について議論を重ねた結果、平成22年第4回定例会（12月議会）より、議長及び監査委員を除く全議員を委員定数とする予算決算常任委員会を設置した。

現在、当委員会への付託議案を審査する場合、PDCAやKPI指標、SDGs等の多角的な視点から質疑・議論を行い、行政運営の監視や評価の強化に努めている。

### 3. 議会が行う町長提案の予算に対する修正

住民の代表として、住民目線により、これまで町長から提案のあった予算に対して、手

段・方法や住民への貢献度等について審議を行い、妥当な結論が見い出せなかった場合、修正動議を活発に行ってきた。

主な実績としてこれまでに、平成27年度一般会計予算に対する修正動議、平成30年度一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議、平成31年度一般会計予算に対する修正動議、令和元年度一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議、令和2年度一般会計予算に対する修正動議、令和2年度一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議を発議し、いずれも減額修正の議決を行った。

## （事績2）住民に開かれた議会

### 1. 議会だよりの進化

議会だよりは、定例会後の年4回発行し、町内全戸に配布している。作成に当たっては、誌面内容・構成、特集記事等の抽出、写真撮影やアンケートの実施は広報常任委員会委員が行っており、表紙写真に関しては、委員間での輪番制により取り組んでいる。また編集については、正副委員長と連携しながら事務局が行い、広報常任委員会で最終確認を行っている。

これまでから、読者である住民にとって解りやすい議会だよりの作成に努めてきたが、「住民が気軽に手を取り、議会に興味をもってもらえる広報」を念頭に、令和元年12月1日発行分から、1年をかけて誌面内容の見直しに取り組んだ。その結果、令和2年（第35回）町村議会広報全国コンクールにおいて、奨励賞（企画・構成部門）を受賞した。

更にその後、コンクールやクリニックでの講評・評価を踏まえ、令和3年6月の広報常任委員会において、住民（読者）にとって、「見たいと思えるものに」「知りたいもの限定」「読まれるための徹底工夫」「進化する議会だよりに」の4つを柱とする『議会だより編集方針』を取り決め、著作権や個人情報の取扱いにも留意しながら、当該方針に基づく議会だよりの作成に努めている。

### 2. 議会改革特別委員会の設置

平成21年12月の議会運営委員会において、議員定数削減問題をきっかけに、「議会

の改革に関する案件を議論する場合、議員間における意見の不一致が生じたりする。内容によっては議決を伴うことも考えられ、しっかりと議論する場が必要である。」と多数の委員から声があり、平成22年2月に議会改革特別委員会を設置した。

しかし、平成24年において、活動実績が少ないことから、当委員会の今後の在り方(存続)について課題とし議論を重ねた。結果、当委員会の活発化を図るため、議会基本条例の制定を行うこととなった。約1年間にわたる学習(協議・研究)を重ね、平成26年第3回定例会(9月議会)において、当委員会の発委により、大山崎町議会基本条例を制定した。そのほかの実績としては、住民との懇談会・議会報告会について、会議規則及び傍聴規則の見直しについて検討を行ってきた。

現在は、コロナ禍によってこれまでの働き方が見直され、DX(デジタル)化及びICT化が推進されていることと、議会中継(録画)LIVE(ライブ)配信の実現、ZOOM(ズーム)等によるオンライン会議の実現を目指し、現在「議会用タブレット整備事業」に取り組んでいる(令和4年度整備予定)。

### 3. 議会と町民との懇談会の開催

より広く町民の意見を把握し、議会活動を通して町政に反映させるため、大山崎町議会と町民との懇談会を平成31年4月から開催して町民(団体)と意見交換を実施している。開催方法は2通りで、町民(団体)から議会に申し込む「町民公募型」と、議会から町内の特定の団体等に申し込む「議会発信型」である。

これまでの実績は、町民公募型を2回開催。いずれも開かれた議会を目指す視点から効果的であった。(現在は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を一時停止している。) 今後は、他の取り組みとして「議会報告会」の実施、手段としてDX(デジタル)化推進を踏まえたオンラインでの実施に向けて、進めていきたいと考えている。

## (事績3) 地域活性化のため特別な取組みをした議会

### 1. 新型コロナウイルス感染症対策に関する議会の取組

令和2年2月に、新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大しはじめたことから、同月

に開催した全員協議会で、「議場及び委員会室におけるマスク着用の義務付け」「咳及び発熱のある場合出席停止」「(議員に)感染症発症者が出た場合の一定期間議会の停止」等、新型コロナウイルス感染症対策について協議・検討を行った。

その結果、議場における議席間及び執行部職員席間にパーティションの設置、一般質問や委員会審査等でのマスク着用と1時間ごとに休憩をとる等の対策を講じたほか、密を避けて委員会での傍聴ができるように天井埋め込み型スピーカーを設置するといった予防対策を講じた。しかしながら、新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大し、同年5月に「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、臨時会を開催。「いまこの街に必要なことは何か。」「議会ができることは何か。」について議員間で議論を行い、様々な意見が出された結果、コロナ対策への素早い実施が望まれるため、令和2年第2回定例会(6月議会)での一般質問を見送った。

その後は、これまでの定例会における一般質問をはじめ、全員協議会等にて、新型コロナウイルス感染症対策に関する質疑・議論を活発に行い、町当局に対して、町民や保育所・小中学校、高齢者施設等に対する感染予防対策の周知徹底、特にワクチン接種に関しては、速やかに情報提供を行うよう求めてきたところである。加えて、議会だより(令和3年9月1日発行)において、円滑なワクチン接種にむけて特集記事を掲載。ワクチン接種を希望される住民のすべての方がスムーズに接種できるように、広報常任委員会委員による集団接種会場でのアンケートを実施し、ご協力いただいた住民の声等に基づきワクチン接種に関する提言を町当局に行った。その結果、「接種までの手続きや、予約の手順をわかりやすいように接種券を見直」「予約時の混乱を軽減するために、コールセンター回線数の増設」「ネット予約が難しい方への配慮として、電話予約日の追加」「接種会場(集団・個別)までの移動手段の確保」「優先接種対象者の拡充」「ワクチン未接種の町民等に対する抗原検査キット購入支援」といった改善がなされた。

そのほか、令和2年の定例会では、一般会計予算に対する付帯決議や新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急決議の提出、感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書を提出した。

# 京都府久御山町議会

## (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

久御山町議会では、議会の機能の強化、委員会活動の充実、災害時の迅速な対応、町民への情報公開及び説明責任の履行等、さらなる議会の機能強化を図るため、定例会を年1回とし概ね1年を会期とする通年議会に移行した。

通年議会への移行に当たり、先進地視察や議員研修会、議会運営委員会での協議を重ね、「議会の運営に関する最終報告」として、議会運営の課題等を取りまとめ、1年間(令和2年4月～令和3年3月)の試行期間を経たうえで、移行した。(令和3年4月～)

議会が、住民の信託に応えるため、その運営の基本を明らかにし、議会と住民との関係及び議会と町執行機関との関係における基本的事項を定めることにより、議会の果たすべき役割と責任を明確にするとともに、憲法に定める地方自治の本旨の実現と豊かな町づくりに寄与することを目的に、議会基本条例を制定している。(平成23年4月～)

なお、議会基本条例は、毎年改正の必要があるか協議し、見直しを図っている。改正の必要がある場合には、速やかに改正し、時代に即したものとなるようにしている。(平成27年、令和3年、令和4年に改正)

新型コロナウイルス感染症対策として、感染予防対策アクリル板の設置(令和2年9月～)や、三密を避けるため、委員会の開催場所をより広い委員会室へ変更(令和2年4月～)するなど、感染症対策を行いながら会議運営、議会活動の維持に努めている。

また、久御山町議会の災害時対応に関する要綱(平成23年6月施行)を久御山町議会災害対策会議設置要綱(令和2年4月施行)に改め、災害時(新型コロナウイルス感染症を含む)の対応強化を図るとともに、町長に対して「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望」を提出するなど、積極的に政策立案に取り組んでいる。

議員の新型コロナウイルス感染対応については、久御山町議会新型コロナウイルス感染症対応指針を定めている。

- ・感染者及び感染を疑われる者又は濃厚接触者と判定された場合
- ・議員がPCR検査又は抗原検査で陽性となった場合
- ・情報公開について

など議員の感染時等の対応を詳細に定め、迅速かつ適切な対応に努めている。

議会事務局職員の専門性の向上を図る場として、相互の研鑽と連絡調整を図り、地方議会の円滑な運営と地方自治の振興に寄与することを目的に昭和45年4月「乙訓・久世・綴喜

市町議会職員連絡協議会」を設置し、勉強会などを実施してきた。

残念ながら市と町の議会对応の差が問題となり、令和4年3月に一旦解散することになったが、今後も議会事務局職員の専門性向上のため、同協議会（今後は町だけで継続する）の再立ち上げをしていく。

## （事績2）住民に開かれた議会

久御山町議会では、「開かれた議会」を目指し、「議会モニター制度」「地域懇談会」「政策討論会」「議会見学会」「ちょこっと懇談会」「こども議会」、「高校生傍聴」「本会議・委員会の映像配信」「休日議会」などを積極的に実施してきた。

また、議会の日程については議会広報（議会だより）やホームページで、一般質問の内容についてはホームページや報道連絡により事前告知している。議会広報（議会だより）の編集については、広報広聴委員会が企画を担当し、議員自らが責任ある広報に努め、住民に議会の状況を分かりやすく伝える工夫をしている。

- ・「議会モニター制度」（令和3年8月～）

議会に対するアンケートや直接対話するモニター会議を実施し、意見聴取を行い、議会活動のさらなる活性化を図ることを目的に実施。

- ・「地域懇談会 ～ほんわか せっしょん～」（平成23年4月～）

開かれた議会づくりと議会活動の充実を目的として、地域においての住民の声をより広く聞き、議会活動のさらなる活性化を図ることを目的に実施。

- ・「政策討論会」（平成25年4月～）

議会の活性化のため、議員の意見交換の場として、町政の主要施策に対して議員間の自由闊達な討論を行う。議員間の共通認識の醸成を図るとともに、それらの持つ課題を明らかにし、今後の議員活動に活かすことを目的に実施。

- ・「議会見学会 ～きて・みて・議会 ぶら～り議会見学会～」（平成24年11月～）

住民に開かれた議会づくりをめざして、議会を身近に感じていただくため、議会の施設の見学を実施し、より多くの方に議会の傍聴を促すとともに、議員自らが施設を案内し、住民の方々とのふれあいと対話を通して、議会の広聴活動の充実を図ることを目的に実



施。

- ・「ちょこっと懇談会」(平成 24 年 11 月～)

前記の「議会見学会 ～きて・みて・議会 ぶら～り議会見学会～」の参加者を対象に直接対話する場を設け、意見等を聴取し、議会審議に活かすことを目的に実施。

- ・「こども議会」(平成 26 年 10 月～)

明日の久御山町を担う子どもたち「一日議員」となって議会本会議方式で質問し、意見を発表する。この体験を通して子どもたちが、まちづくりや議会の仕組みを学び、町政への理解を深めることを目的に実施。

- ・「高校生傍聴」(平成 29 年 6 月議会～)

主権者教育の一環として、身近な現実社会である町議会の傍聴を通して、地域の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を獲得するとともに、議会での議論を受け、合意形成・意志決定といった協働的課題解決に望む態度を育てるなど、未来を担う高校生に議会への関心を高めてもらうことを目的に実施。

- ・「本会議・委員会の映像配信」(平成 24 年 9 月議会～)

※委員会の映像配信は令和 4 年 3 月～

住民に対して開かれた議会をめざし、インターネットを利用した本会議及び委員会の映像配信を実施し、議会への関心と理解を高めていただくことを目的に実施。

- ・「休日議会」(平成 22 年 12 月議会～)

住民に対して議会の傍聴機会の拡大を図ることを目的に実施。

# 京都府京丹波町議会

## (事績3) 地域活性化のため特別な取り組みをした議会

### ◆議員定数削減・議員報酬の見直しなど議会改革と議会活性化への取り組み

#### ●取り組みに向けての流れ

近年、過疎自治体においては、地方議員のなり手不足や若い世代の立候補が少ない実情がある。現行(改正前)の議員定数16人である本町においても立候補者が減少傾向にあり、無投票または定数割れとなることは地方自治の存続に関わる重大な問題であることから、令和2年1月に議長より議会運営委員会に「定数・報酬等について」及び「議会の今後の在り方」について諮問があった。

本諮問を受け、議会運営委員会では令和2年1月から11回の委員会を開催し、取り組みについて検討を進めてきた。また、全員協議会においても令和2年から9回の会議を開催し、議会運営委員会での検討の報告を踏まえ、全議員の意見も求めてきた。

その過程において、令和2年12月15日及び令和3年1月22日には、議員間及びグループ間で議員定数・報酬等についてプレゼンテーションを行い、提案に対する質疑応答を行う会議を開催した。

議員定数等を検討するにあたっては、令和元年6月に制定した議会基本条例にもとづく議会報告会を開催し、議会で行っている重要な案件を町民に理解していただく必要があったが、コロナ禍であったため参集が困難な状況であった。議会報告会のなかで町民の意見聴取を行い、取り組みを進めていくことが目指すべき本来の姿ではあるが、やむを得ず議会報告会に替わる方法を模索してきた。そこで、令和3年2月16日に開催した全員協議会において、定数や報酬についての考え方をグループ(3案)ごとにプレゼンし、その会議の様子を令和3年2月27日から3月5日までの1週間、町ケーブルテレビで放映した。

#### ●新しい議員定数案(3案)についての議論(プレゼンテーション)

##### (1)【定数現状維持】(4議員の主張)

定数減により、①町民と行政をつなぐパイプを細くすることになる。②広い面積の本町においては、町民の意見が聴取しづらくなる。③なり手不足に拍車がかかるなどを主張した。

##### (2)【定数2削減案】(3議員の主張)

①人口減に対応して議員数も減らすべきであるが、多様性の確保のために大きく削減すべきではない。②町村議会議長会の報告や類似自治体との比較などを参考にし、大きく変えるべきではないなどを主張した。

### (3)【定数4削減案】(7議員の主張)

①現状の報酬額や社会保障も無いなどの条件面から、子育て世代をはじめとする若者が議員に立候補できない。定数を大きく減らし報酬を大きく上げることで、若い世代も立候補しやすくなる。②若い世代に限らず報酬を上げることで、有能な人材が議会に入る可能性が高まる。③人口減少に応じて議員数及び職員数を減らすべきなどを主張した。

### ●町民アンケートの実施

議員定数などの検討を進める上で参考とするため、プレゼンテーションの放映と同時に町民アンケートを実施した。無作為抽出による町内在住の18歳以上の方500人を対象として郵送により実施し、有効回収数は188票、有効回収率は37.6%であった。議員定数についての調査結果としては、「現状の議員定数は多い(47.9%)」、「現状のままでよい(23.9%)」といった結果であった。

議員間の議論を経たうえで、多数の議員が定数削減を支持していることと、町民アンケート結果も踏まえ、現定数より削減することとし、改正後の議員定数を12人から15人として提案を行った。

### ●議員報酬の考え方

現行(改正前)の議員報酬月額21万円では、子育て世代を含む若者が立候補することは困難である。年齢に関わらず、年間を通じて議員活動をするには十分な額とは言えないという意見に対して、ほぼ全議員が同意した一方で、コロナ禍の下での報酬増には、町民の理解が得られないのではないかといった慎重な意見も一部あった。また、勤務日数から算出する「原価方式」を根拠とする場合、議員としての仕事の量や質そのものを見直す必要があることなども討議された。報酬の決め方において、議員報酬を「生活給」として考える提案は、若い働き世代が町政に参画しやすくなる条件整備の一つでもあり、必要な要素であると考えられる。

議員報酬月額(21万円)についての町民アンケートの調査結果としては、「低い(25.5%)」、「現状のままでよい(23.9%)」、「高い(13.3%)」といった結果であった。

町の財政負担を増加させないことを前提に、現在の16人から減少した議員数の報酬を割り戻して、新しい人数に加算する方法などがプレゼンテーションにおいて提案された。また、議員は職業として専従し、報酬で生活を維持し活動でき得る報酬額とすべきとの意見も出された。こうした意見も踏まえて、改正後の報酬月額を22万円から28万円として提案を行った。

●「議会議員定数・議員報酬等」及び「今後の議会の在り方」について(答申)のまとめ  
上記のとおり、1年4カ月にわたって、議会運営委員会を中心に議長諮問の「議会議員定数・議員報酬等」及び「今後の議会の在り方」の審議を行った。

審議過程においては、議員間のプレゼンテーションや町ケーブルテレビによる議員間討議の放映、町民アンケートを実施するなど、会派を超えての議論を深める取り組みを進めてきた。

コロナ禍により議会活動が活発化し、町ケーブルテレビを活用した議会報告会や重要課題による議員間討議の実施など、結果的にこれまで以上に積極的な活動が進んだ部分もある。これらを踏まえて、今後もさらに議会改革と議会活性化に取り組む必要がある。次の新しい時代を見据えて本町が名実ともに一つの町となり発展し、議会においても町民の代表機関として、町民の負託に応えるために力強く前進していくことを願い、議会運営委員長から議長に答申書を提出した。

#### ●答申後の経過

令和3年6月定例会において、議員定数を16人から3人を減じた13人とする議員定数条例改正案を提案し、賛成多数で可決した。議員定数を13人とした背景には、先述の町民アンケートの調査結果において、議員定数についての意見から読み取れた理想的な議員定数としては14人が最も多く、次いで12人、13人と続いていたこと、また、理想的な議員定数の平均人数が12.9人となったことがある。この結果を受けて、議会として一人でも多い賛成者による議員定数条例の改正案となるよう模索し、議員発議により本提案を行った。

本議案が可決されたことに伴い、定例会閉会后に議長から町長に議員報酬の改正を依頼した。その結果、町長は特別職報酬等審議会を開催することを決定し、審議会において議員報酬の額が審議されることとなった。

本審議会の答申を踏まえ、同年9月定例会において、議員の月額報酬を現行から2万円引き上げる条例改正案が提案され、全会一致で可決した。

●議員定数及び議員報酬の改正時期

改正後の議員定数は、令和3年11月14日執行の議会議員一般選挙から適用する。同じく議員報酬についても、同選挙において選挙された議員を対象とし、同年11月20日以降の報酬額から適用する。

●その他の取り組み（補足）

議会基本条例にもとづく令和3年度の議会報告会は、長引くコロナ禍のため町ケーブルテレビでの放映により実施した。そこでは、これまでの議員定数削減や議員報酬の改正などの取り組みについて、町民に広く広報することを目的として、「議会議員定数・議員報酬等及び今後の議会のあり方について（答申）」をテーマに開催した。

今後は議会基本条例にもとづく、さらなる議会改革と議会活性化を図るため、常任委員会の構成見直しや、議会報告会などの広報広聴活動を充実させていくこととする。なお、常任委員会の構成見直しは、令和3年第6回臨時会で条例改正を行い、さらに、同年第7回臨時会で議会広報広聴特別委員会を設置したところである。

## 山口県平生町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

#### (1) 常任委員会の行政視察等の実施

議会の活動は、議案の是非を検討し、その可否を決するというだけでなく、請願・陳情の審査や行政の基本的施策等への提言を行い、実現を図るという積極的な姿勢が求められていることから、常任委員会では継続調査案件をテーマとした行政視察や町内における現地視察を行っている。行政視察は新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度は未実施だが、本年度は1月実施予定であり、町内における現地視察は令和3年度に災害箇所及び圃場整備箇所、本年8月に学校給食施設の視察を行うなど、継続的に調査研究を行い、町民の負託に応える議会の実現に取り組んでいる。

#### (2) 勉強会の実施

複雑化する行政に対する監視機能を強化させるため、グループでの自主勉強会の実施や個人での研修・セミナーへの積極的参加により議員としての資質向上に努め、施策の提言を行っている。

### (事績2) 住民に開かれた議会

#### (1) 本会議・委員会・全員協議会の公開

町政を身近なものと感じてもらうため、本会議及び常任委員会、全員協議会を原則公開しており、町ホームページや議会広報誌を活用して傍聴を勧めている。

本年6月定例会からは、本庁1階の交流室のモニターに本会議の様態を映し、来庁者が視聴できるようにした。

#### (2) 議会広報紙による広報

定例会ごと年4回、議員自らが編集作業にあたり、定例会翌月に発行し、町内全世帯・報道関係・町内企業等に配布し、あわせてホームページに掲載している。内容は本会議の概要、一般質問、各委員会の報告、研修報告等である。

### (3) 町民アンケートの実施・結果報告

議員報酬及び定数のあり方や議員のなり手不足解消などを研究協議するため設置された特別委員会において、令和3年3月に「町民に開かれた議会」「町民参加の議会」をめざして町民アンケートを実施し、結果については、概要を令和3年7月発行の議会広報紙に掲載し、詳細をホームページで公表した。また、特別委員会において、結果や町民から寄せられた意見等について協議を行い、より開かれた信頼される議会を目指して議会及び議員活動を活発化させ、それぞれの使命と役割を果たしていくことを再認識した。

## (事績3) 地域活性化のため特別な取組みをした議会

### (1) 新庁舎整備調査特別委員会の設置

平生町役場新庁舎建設に係る調査研究を目的として、平成29年12月に新庁舎整備調査特別委員会を設置し、平成30年3月に策定された基本構想・基本計画や基本設計の進捗状況等を踏まえながら、令和4年3月の新庁舎完成までに21回の委員会を開催した。

委員会では、位置や規模、構造・機能、財源等について執行部に説明または報告を求め、町民の利便性や行政事務の効率化、防災拠点としての機能、町財政への配慮などについて意見を述べるとともに、それらに対する回答を聴取するなど、調査研究や協議を行った。

### (2) 執行部に対する町民アンケート結果報告及び意見・要望への対応依頼

令和3年3月に実施した町民アンケートにおいて、執行機関に関連する意見・要望等があったため、町長及び教育長にアンケート結果を報告するとともに町民の意見・要望等の検討依頼を行った。

## 徳島県牟岐町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

#### ○ 庁舎移転に向けて特別委員会から提言を実施

日本全国で様々な自然災害が頻発しているが、近い将来、南海トラフ巨大地震が必ず発生すると言われており、牟岐町では非常に大きな津波被害が想定される。災害や地震発生後の応急対策、災害復旧の対応を行う災害対策本部としての活動や、関係機関・団体等の連携や応援体制、防災無線等の通信情報網の確保など、災害時の防災拠点となる町役場本庁舎は、現在、海の傍に所在している。庁舎は老朽化により損傷が激しく、また、設備の老朽化が著しいこともあり、庁舎移転は最も重要な行政課題のひとつである。

これまでも議会において、一般質問等で幾度となくその方向性を議論してきたが、小学校・保育所の高台移転、県立海部病院の高台移転、防災行政無線の整備など、庁舎移転の前に取り組まなければならない事業が多数あったことや、移転・建設には多額の費用を要することから、財政的な目途がたたないこともあり、事業着手ができない状況であった。

議会としてもこの課題に取り組み、移転場所など早期の事業着手に向けて検討していくことができるよう、平成29年6月16日から平成31年4月30日まで「牟岐町役場庁舎建設特別委員会」を設置し、議論を重ねてきた。

特別委員会は、町が設置した役場庁舎耐震化移転等検討委員会から示された基本的な方針3点について集中的に検討を行った。一つ目は、移転先は津波浸水区域外が望ましいこと、二つ目は、町の中心部から遠くないところが望ましいこと、三つめは、4千㎡程度の敷地が望ましいことなどの、基本方針はもとより、町の中心部から遠い場所への移転により生じる町民の利便性や移動手段の確保、町の中心部の空洞化・衰退等、様々な検討事項について、商工会青年部等各種団体の若者の意見を聞くなど、多角的な視点から議論を実施した。

その結果、大地震による巨大津波が発生すると、町の中心部は壊滅的被害を受けると予想され、被災により転出した町民が戻らないとなると、中心部の衰退を招く恐れもあることから、町の周辺部に位置する2ヶ所の候補地の調査・選定を優先して進めるよう、町へ提言を行った。

#### ○ 議員定数の削減について

議員定数については、平成14年9月定例会において14名から12名に、平成18年



6月定例会において12名から10名に、平成22年6月定例会において10名から8名へ削減する条例を、いずれも議員提出議案で可決した。これにより、平成23年5月からは議員8名体制となり、行政常任委員会8名、議会運営委員会4名、特別委員会（必要時）と最小限で組織し、効率的な運営を行っている。また、議案の審査もしくは議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場として全員協議会を、定例会毎、また必要時には臨時会の際にも開催している。

平成17年1月の合併破綻後は特に、財政面から、町民から議員に対して厳しい目が向けられる一方で、議員一人一人に対する期待も大きなものとなっていた。議員数は多いに越したことはないともいえるが、町の将来的な姿を鑑みた時の人口の減少、単独町としての運営、行財政改革の実行、そして民意などから総合的に判断し、現実的な議員数として現在に至っている。しかし、少数であるが故に、議員の資質をいかにして高めていくかが、課題となっている。

このため、本町を含む3町で構成する海部郡町村議会議長会では、通常、年に1度、地方財政や県南の高規格道路などの研修会を実施するほか、道路整備については、高知県安芸郡とも連携し、隔年で徳島県知事・県議会議長や高知県知事・県議会議長への要望活動、また中央（国土交通省、財務省、徳島・高知県選出国會議員）要望活動等も積極的に実施しており、周辺議会との連携を図るとともに、議会活動の充実に努めている。

#### ○ 監視機能について

監視機能については、毎年9月に開催される定例会において、各種会計の決算認定を行政常任委員会へ付託し、予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、予算計画に対する実績は妥当であるか等に着眼点を置き、将来を展望した町政運営を行い、限られた資源の中で、最少の経費で最大の効果を生み出すという視点を持って施策の展開が図られるよう、監視機能を強めている。特に若い職員を中心に、議会の審査を経て、予算執行の目的意識が変わったとの声が聞かれる。

## （事績2）住民に開かれた議会

#### ○ 議会広報紙づくり

当町議会は、住民との共通理解を図るため、「あなたと町政をむすぶパイプ役」をキャッチフレーズに、昭和58年9月に「広報むぎ」を創刊し、38年の永きにわたってその版を重ね、令和4年8月現在、発行号数は第157号を数える。広報紙の配布については、役場職員が全戸配布している。また、遠方に在住の希望者には郵送対応も行っている。

広報紙は、年4回開催される定例会の内容を中心とし、町広報紙と合わせての掲載となっている。定数4名からなる広報編集委員会を設置し、議員のほか事務局職員も加わり、町議会の審議・活動状況を広く町民にお知らせすることができるよう、掲載原稿の作成、校正、写真も取り入れたレイアウトなど意見を出し合い、見やすく分かりやすい内容に編集し、簡潔にまとまった紙面づくりを心掛けている。

平成23年度発行分から、データ化した「広報むぎ」を、ホームページにも掲載しており、町内外に向けて広く周知に努めている。

#### ○ 住民への広報活動

開かれた議会を目指して、議会に関するさまざまな情報を公開している。議会広報活動の一環として、町のホームページに「議会」ホームページを開設しており、「議会の仕事」「議会について」「議員について」「議会の傍聴」「議会新着情報&定例会・臨時会情報」を掲載している。

「議会新着情報&定例会・臨時会情報」では、議事日程、議員の出席状況、会議に付した事件、会議の状況を掲載するほか、町長行政報告、町長議案説明及び各議員の一般質問の会議録も公開している。

また、ホームページにおいて、予め定例会の会議予定などを掲載するほか、防災行政無線でも議会の傍聴案内を広報し、できるだけ多くの町民に議会傍聴してもらえよう、事前に周知している。このように、町民に町議会を少しでも身近なものとして捉えてもらえるよう、広報活動に努めている。

#### ○ 小学生による社会見学

小学校高学年の授業では、国会や内閣のはたらきを学習しているが、イメージが湧きにくいこともあり、最も身近な政治として町議会に親しみを持ってもらおうと、令和4年度より、地元の小学生を対象に「町議会のお仕事」というテーマで社会見学を受け入れるようになった。

見学の際には、はじめに議員と事務局職員でわかりやすく説明を行い、町と町議会の役

割を学んでもらった後、実際の議場において、町の重要な政策決定を行う場の雰囲気や、緊張感をもって体感してもらっている。少しでも身近に感じてもらえるよう、議場への入場は、模擬の「傍聴人受付票」に各児童で記入・投かんしてもらい、議席にも着席してもらっている。

見学後の授業では、見学内容をまとめ、「実際に見たり聞いたりすることができ、良い学習ができた」「議会の仕事に興味があった」といった感想が寄せられている。

子どもたちが学んだことを各家庭で話題にすることにより、保護者の議会への関心を高める好循環を生み出すことで、開かれた議会・町民の意思が町政に反映される議会に近づけるよう、今後も工夫しながら継続して取り組んでいく所存である。

### **(事績3) 地域活性化のため特別な取り組みをした議会**

#### ○ 出羽島伝統的建造物群保存地区整備事業の取り組み

牟岐町には、出羽島という牟岐港から航路距離3.7kmの沖合に浮かぶ離島がある。入江を利用した港の周囲に形成された集落があり、江戸後期から昭和前期にかけて、鰹漁を中心とした漁業で繁栄していた。島には、幕末の建物を最古として、明治から昭和前期までの伝統的な建物が高密度に残っている。漁業の隆盛とともに発展・拡大した集落の歴史の変遷が現在の町並みに顕著に現れており、出羽島にしかない物語が息づいている。

その一方で、最盛期には島民約800人の暮らしが営まれていた島も、平成24年1月には110人までに人口が減少した。

居住者がいなくなると建物の老朽化は加速度的に進んでいく。そのようななか、「建物を残していかないと島に戻りたくても戻って来られない」「建物がなければ当然、島への移住希望者にも住居を提供できない」「集落自体が消滅してしまう」等、危機感を持った町民の声にこたえるべく、町をあげて「出羽島伝統的建造物群保存地区整備事業」に取り組んだ。

平成25年度から伝統的建造物群保存対策調査（建造物・景観調査）を実施し、住民や島外関係者への説明会も行った。そして、保存地区の住民、町、議会が、伝統的建造物群保存地区として歴史が長い愛媛県「内子町八日市護国」や、「漁村集落」として初めて選

定された、京都府「伊根町伊根浦」等、先進地の視察を重ねてきた。

本会議においても、一般質問で継続してとりあげる等、事業を推進してきた。

平成29年2月23日に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、「漁村集落」としては、全国で2地区目となった。選定後は、「広報むぎ」に大々的に掲載し、平成29年度には、牟岐中学校イングリッシュクラブによる「出羽島おもてなしツアー」の実施や「英語版出羽島マップ」の作成、出羽島アート展の開催など、昔懐かしい漁村の雰囲気をも町内外へアピールし、来島者の増加につながっている。牟岐町の観光資源として、また、移住希望者に“島暮らし”の魅力を発信するため、継続的な保存整備事業が実施できるよう、これからも議会としての役割を果たしていきたい。

#### ○ 自治体の枠組みを超えた要望活動の実施

牟岐町を縦貫する国道55号は、四国東南部地域における唯一の広域的な幹線道路である。55号は地域の自律的発展や交流促進を図り、経済・産業の発展、地域活性化、観光振興はもとより、平時の「救急・救命」や災害時の「救急輸送道路」として、安全で安心できる生活を確保するうえで欠かすことができない道路である。

しかしながら、海岸線に沿ったところが多く、災害や津波等により寸断されることが課題としてあげられる。

本議会としても、交通基盤の整備は、防災・減災対策の強化になることはもとより、他地域との交流による地域活性化についても不可欠なものであるため、永年にわたり、本町を含む3町で構成する海部郡町村議会議長会及び高知県安芸郡とも協力、連携を図りながら、国交省や財務省、衆参国会議員、県知事、県議会議長への要望活動を続けており、整備実現に向け、議会としてこれからも努力していく所存である。

## 香川県宇多津議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

#### 一問一答方式

平成21年6月から一問一答方式で一般質問において、質問の趣旨及び論点整理に関する確認ができるものとした。(回数制限なし)

質問を明確にした上で正確な答弁を引き出し、議論を深めていくとともに、住民にも分かりやすい議会を目指している。

原則、一問一答方式であるが申し出により包括方式も可能としている。

#### 宇多津町議会基本条例の一部改正

令和2年3月議会において、宇多津町議会及び議員の活動状況に鑑みて現状に即した条例内容の一部改正をした。

#### 宇多津町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正

令和4年3月議会において、宇多津町議会政務活動費に係る収支報告書及び領収書等の取り扱いを見直し、その用途のより一層の透明性の確保を図るため、条例内容の一部改正をした。

#### 専門分野に関する研修を積極的に行っている

毎年各常任委員会において3日ほどの行程で視察研修を行っている。

### (事績2) 住民に開かれた議会

#### 子ども議会

子どもたちに議会に対する理解を深めてもらうために、町内の小中学校児童生徒による「子ども議会」を平成11年度から毎年開催している。

子ども議会で提案があった事項について、執行部で取り組んでいくように検討している。

### **議会広報誌の発行**

平成14年より議会広報特別委員会委員により発刊して令和3年5月より新たに議会広報編集委員会より「議会だより」を約8,300部発刊。以来年4回、編集、発行している。委員ではない議員も自らの一般質問の文章の構成、レイアウト、写真の提供などに携わっており、住民に分かりやすく伝えるよう努めている。

また、香川県広報発行町議会連絡協議会の主催する研修会への参加や、町村議会広報クリニックへの参加などを通して広報紙のレイアウト・手法などを研究し、積極的に改善を重ねている。

### **常任委員会の傍聴**

平成23年第1回定例会から常任委員会の傍聴ができるように積極的に改善を重ね実施した。

### **議会報告会の実施**

平成21年より議会報告会を年1回実施。平成24年より年2回実施、主には、町が小さいので宇多津町保健センターで実施して、地区へは3回程度実施している。

議会の監視機能や政策提言活動など議会活動（委員会活動を含む）の状況を地域に出向いて町民に直接報告・説明し、町政に関する情報の提供に努めている。さらに議会活動に対する批判や意見、町政に対する提言などを直接聴取する機会を設け、議会の機能を高めている。

## 愛媛県松前町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

#### (1) 議員全員協議会の開催

定例会前の議員全員協議会以外に、月例の議員全員協議会を開催し、議員及び理事者間の意思疎通を図り、議論を深め、積極的に意見交換をしている。

#### (2) 一般質問における対面方式及び一問一答方式

一般質問を対面式で行うことにより、議員と執行部が緊張感をもって答弁を行っている。また、一問一答方式により、論点が明確になり傍聴者（町民）にわかりやすい議会をめざしている。

#### (3) タブレット端末の導入

令和4年6月からタブレット端末を導入し、業務の効率化、差し替え作業等手間の削減、ペーパーレス化、情報共有の迅速化等に効果を上げている。

タブレットの導入にあたっては、議会独自の作業部会をたちあげ、禁止事項や遵守事項などの使用基準の策定も行った。

また、DX推進に向け、外部から講師を招き、議員による研修会を行っている。

#### (4) 委員会による先進地研修

松前町では4つの常任委員会（総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、予算決算常任委員会、議会広報常任委員会）と議会運営委員会が設置されている。総務産業建設常任委員会と文教厚生常任委員会では毎年、議会広報常任委員会と議会運営委員会では隔年、所管事務の先進地研修を実施し、議員の政策立案、政策提言等に係る能力向上をはかり、町政の課題解決に活かしている。令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の影響で、先進地研修は実施できていないが、今後も感染状況を鑑みながら、実施に努めたい。

#### (5) 松前町議会基本条例の制定

地方分権の時代にふさわしい二元代表制の下、地方公共団体における意思決定、事務執行の監視等、議会の機能を十分発揮しながら日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指さなければならないとして、松前町議会は、この使命を達成するために、地方自治法が定める規定の遵守、公平性と透明性の確保、積極的な情報公開、政策形成への町民参画の推進、議員間の活発な討議、執行機関との緊張関係の保持、議員の自己研さん及び資質の向上等を定めた松前町議会基本条例を制定、平成29年4月1日から施

行した。

## (事績 2) 住民に開かれた議会

### (1) 「議会だより」の発行

平成 5 年 11 月に初刊発行。年 4 回定例議会後に発行し、令和 4 年 7 月 1 日現在で 113 号まで発行。

議会広報常任委員会では、詳細な議会報告と読みやすくわかりやすい紙面づくりに努めている。

また、議員が町の行事の写真を撮影し、「議会だより」の表紙としたり、議会傍聴者の感想を掲載したりするなど、町民に親しみやすい「議会だより」となっている。

### (2) ホームページの活用

ホームページに会期日程や会議録、「議会だより」を掲載し、情報発信に活用している。また、本会議や一般質問の様態を生中継・録画放映し、町民の方に議会と執行部の生の声を伝えている。

### (3) 会議の公開・傍聴資料の配布

議会は、すべての会議を原則公開としている。また、本会議については、会期日程・議事日程、一般質問表、議案概要を傍聴資料として配布し、情報の公開を推進している。

### (4) 議会アンケートの実施

町議会の在り方を考えるため、議会広報常任委員会が令和 4 年 2 月に松前町民を対象にアンケートを実施。アンケートには、議会や町政に関する真摯な意見が寄せられた。

アンケート結果については、「議会だより」に掲載するほか、ホームページにも公表し、今後の議会運営に活かしていく。

### (5) 議会報告会の開催

開かれた議会をめざし、議会改革の総決算として平成 29 年 4 月 1 日から松前町議会基本条例が施行され、平成 30 年 2 月に初めての議会報告会を開催した。議会報告



会の開催にあたり、配布したチラシには「議会を身近なものに」「町民の願いと議員活動がミスマッチしないように、議会の見える化を進める」との主旨がうたわれた。

その後は各校区別や常任委員会別でも開催され、議会活動について各常任委員会からの報告や、議会活動や町政に対する意見交換会・情報提供等が行われ、活発な意見が交わされた。

直近では、令和2年2月20日に開催されたが、その後は新型コロナウイルス感染症のため行われていない。今後も感染状況を鑑みながら、開催に努めたい。

## 高知県大川村議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

#### 1) 一般質問における一問一答方式の導入

定例会前に開催される議会運営委員会との協議のうえ、一問一答方式を導入している。質問時間は、質問、答弁含め2時間以内とし、質問回数の制限は行っていない。このことにより、議員が案件に対する疑問をひとつずつ取り上げ、納得するまで質問ができることで一般質問がより活性化している。また、執行部側の答弁も明確となり、一般質問で質されたことが執行部の施策に反映されやすくなり、より効率的で効果的な行政運営につながっている。

#### 2) タブレット端末の導入

令和2年3月定例会より、議会審議においてタブレット端末を導入し、本会議をはじめ各種会議においてタブレット端末を使用している。タブレット端末の導入により、環境負荷削減の観点によるペーパーレス化や、情報共有のスピード化、会議運営の効率化を図っている。過去の議会審議に係る資料や、議会事務局や執行部からの各種資料についても、振り返りや確認が容易であるため、議会における政策づくりや監視機能の発揮に関しても効果的なものとなっている。

### (事績2) 住民に開かれた議会

#### 1) 本会議等の音声による生放送

村内全戸に設置されたIP告知放送端末により、本会議及び委員会審査の審議状況の音声を生放送している。このことで、議員、執行部双方がより一層緊張感を持ち、活発な議論が展開されている。また、定例会等開会前には、会議開催日の周知及び傍聴に対する呼びかけを行っており、議会情報の積極的な公開と、議会を身近に感じていただくことを目指した議会づくりに努めている。